

令和7年小牧市議会第4回定例会会議録

① 令和7年12月9日第4回市議会定例会（第3日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊藤 皇士郎	2 永井 孝典
3 猪飼 健治	4 黒木 明
5 大上 利幸	6 阿部 哲己
7 余語 智	8 佐藤 悟
9 佐藤 早苗	10 山田 美代子
11 安江 美代子	12 谷田貝 将典
13 諸岡 英実	14 河内 光
15 鈴木 裕士	16 石田 知早人
17 (欠員)	18 星熊 伸作
19 加藤 晶子	20 小川 真由美
21 小沢 国大	22 (欠員)
23 河内 伸一	24 小島 倫明
25 舟橋 秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	山下 史守朗	副市長	伊木 利彦
副市長	笠原 浩史	教育長	中川 宣芳
市長公室長	入江 慎介	総務部長	尾正人
地域活性化営業部長	石川 徹	市民生活部長	落合健一
健康生きがいえらい推進部長	駒瀬 勝利	福祉部長	江口幸全
こども未来部長	川尻 卓哉	建設部長	堀場武
都市政策部長	舟橋 朋昭	上下水道部長	笹尾拓也
市民病院事務局長	竹田 孝一	教育部長	矢本博士
監査委員事務局長	松浦 智明	消防部長	小口高広
市長公室次長	宇野 嘉高	総務部次長	古澤健一
地域活性化営業部次長	伊藤 加代子	市民生活部次長	小川真治

健康生きがい支え合い推進部次長 永井政栄
こども未来部次長 野田弘
都市政策部次長 川島充裕
市民病院事務局次長 堀田幸子
会計管理者 舟橋知生

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 小川正夫
書記 舟橋紀浩

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

福祉部次長 山本格史
建設部次長 矢澤浩司
上下水道部次長 三品克二
教育部次長 岩本淳
副消防長 高橋直人

議事課長 松宮克哉
書記 松井雅仁

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員23名であります。

○議長（舟橋秀和）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程に入る前に、昨日の永井孝典議員の一般質問、個人通告質問における発言について永井議員より議長のもとに、発言の訂正について申出がありました。訂正は1か所であり、質問項目1の再質問に係る発言で、我が市でも昨年から始まった5歳児健診ですがとの発言中、昨年からを今年度からに訂正するものです。

会議規則第64条の規定により訂正することを議長において許可いたしましたので御報告申し上げます。

日程第1「一般質問」に入ります。

昨日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

諸岡英実議員。

○13番（諸岡英実）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問項目1、暴力犯罪等による複合的困難への包括的支援体制の強化について質問をいたします。

地下鉄サリン事件や京都アニメーション事件以降、犯罪被害者支援は大きく前進し、国でも令和5年度に犯罪被害者等施策推進課が新設されました。被害者が一刻も早く安心して生活を取り戻せるよう、行政・医療・警察・民間が連携する包括的支援体制の構築は全国的な課題となっています。

本市でも交通事故や詐欺被害、DVや虐待など様々な支援が各部局で進められていますが、被害の複雑化、長期化を踏まえると、相談から安全確保、医療、生活再建までを切れ目なく支える体制の制度的強化は急務と考えます。

国の動き、現場の声を踏まえ以下質問させていただきます。

（1）犯罪被害者支援強化体制の強化について。

（ア）として現状についてお伺いいたします。

（イ）として課題についてお伺いします。

近隣自治体では、犯罪被害者等支援条例を根拠に、被害直後の医療・心理的ケアへのアクセスを容易にする給付金や見舞金を制度化する動きが広がっています。相談の一歩を踏み出した被害者が何度も同じ説明を繰り返さず済むよう、窓口でワンストップ

プで支援をつなぐ体制づくりも進んでおります。

国においても、犯罪被害者等施策推進課、こちらが警察庁によって設置をされまして、自治体との連携を強化するという姿勢も見られます。

そこでお伺いいたしますが(ウ)として、犯罪被害者等施策推進課の創設などの国の動きを踏まえ、市として必要と考える支援の方向性についてお伺いいたします。

(2) 困難な問題を抱える女性への重層的支援体制の構築についてです。

近年、犯罪被害、性暴力、DV、若年女性の困難などを複合的課題は複雑をしており、これを受け、令和6年度困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。

この法律は、「福祉」「人権の尊重」「男女平等」の理念を掲げ、女性の困難が複合して生じる現状を踏まえ、官民協働による包括的支援を求めています。

しかし、民間支援にあたる現場からは、相談窓口が部署ごとに分かれ、制度のはざまで支援が途切れるリスクが高い状況ですとか、部署間の連携が間に合わず、当事者が役所で同じ話を何度も繰り返し語らざるを得ない。民間支援側が持つ情報と、役所の持っている情報との連携に差がある。支援調整会議以外のケース会議、実務者会議の量と質を増やす必要があるのではないかといった指摘があります。

本来行政が担うべき調整役を民間が肩代わりするといった状況も発生しており、支援の継続性に影響が出ていることも伺っております。

困難女性支援法が求める「重層的・包括的支援体制」を実現するためには、部局横断と外部連携をどのように連携していくかが問われていると思います。

そこでお伺いしますが、困難女性支援法が求める「重層的・包括的支援体制」の観点から、本市の相談体制・関係部局の課題認識と今後の連携強化の方針、方向性についてお伺いします。

(3) 庁内の司令塔機能をはじめ支援体制の見直しについてです。

国・県ともに、複合的困難を重層的かつ包括的に支える体制を求める潮流は高まっています。

しかし現場からは相談につながった後の連絡、情報連絡調整に時間がかかり、先ほども申し上げましたが制度のはざまで支援が分断されるというケースがあるということです。こういった事例というのは、各部局の所掌範囲・根拠法・方針というのが部局ごとに分かれ、庁内で横串を通すことが難しい構造に起因すると考えています。これでは、ケースごとに関係機関をコーディネートし、支援に当たる責任主体が不明確になってしまうと私は考えています。被害者が同じ話を繰り返しせざるを得ない状況や、二次被害につながりかねないといったことは確実に回避すべきですし、当事者の状況

に合わせ、相談の際はプライバシーの守られた場所で聞き取りをするなど、人権配慮をすることは欠かせない部分だと思います。

重大犯罪や性被害支援の根幹にあるのは人権の尊重であり、本来は安全政策と連動し、多機関連携を統括できる部門が司令塔となるべき領域かと思います。

そこでお伺いしますが、重大犯罪・性被害等の被害者支援の司令塔機能を市長公室または総務部等の人権分野を指揮する部門に置くなど、体制の見直しの検討について見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

質問項目1、暴力・犯罪等による複合的困難への包括的支援体制の強化についての

(1) 犯罪被害者支援体制の強化についてで、(ア)で現状についてのお尋ねであります。

本市における犯罪被害者の支援体制につきましては、令和4年4月に、愛知県犯罪被害者等支援条例が施行されたことを踏まえ、令和5年1月、「小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例」に、犯罪被害者等の支援に関する基本的な理念を盛り込む条例改正を行い、市民安全課を犯罪被害者等支援の総合的対応窓口として位置づけ、関係機関と連携を図りながら相談、情報提供、必要な支援を一貫して行うこととしているところです。

これまで、市民安全課の相談窓口における犯罪被害相談実績はありませんが、犯罪被害に遭われた方などが支援の相談に来られた場合は、市民安全課の職員が相談室などの個室で相談を受け、必要となる支援を担当する部署に連絡の上、被害者の方に代わって状況を説明し、相談を受けた部屋で速やかに手続が行えるようにするなど、被害者の方が窓口を移動することなくワンストップで手続や相談ができるようすることを想定しています。

また、被害者の方の相談内容に応じて、福祉分野の知識や経験を有する県の犯罪被害者等支援コーディネーターや、県公安委員会より、犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けている公益社団法人被害者サポートセンターに相談したり、助言をいただいたりしながら、被害者の方などに寄り添った支援を行っていくこととしております。

次に、イで課題についてのお尋ねであります。

犯罪の被害に遭われた方は、生命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を奪われ

るといった直接的な一次被害のみならず、心身の不調、生活上の問題、捜査・裁判に伴う様々な負担、周囲の人の言動による傷つき、加害者からのさらなる被害など、一次被害に起因する様々な二次被害の問題を抱えておられる場合があります。

また、被害者本人だけでなく、家族や周囲の方にまで影響を及ぼす場合もあります。そのため、支援を担当する職員には、犯罪被害者の方などが置かれた状況、心情などに応じて、誠実かつ寄り添った丁寧な対応が求められます。

先ほども申し上げましたが、本市の犯罪被害者の方などの総合的対応窓口として位置づけた市民安全課では、これまで実際に犯罪被害者支援を行った実績がなく、犯罪被害者の方などの状況に合わせた職員の対応スキルの向上が、一番の課題であると認識しております。このスキルの課題に対しましては、現在、県などが実施します市町村犯罪被害者等支援の実務担当者向け研修会に参加し、ロールプレイなどの体験を通して職員のスキル向上に努めているところであります。

また、被害を受けた直後は、被害者自身が混乱していると考えられるため、どのような支援や配慮が必要であるのか判断できないことが想定されます。その場合は、一度に複数の相談先を提示するのではなく、まずは、被害に遭われた方がどのような支援が必要であるのかを相談できる県の公益社団法人被害者サポートセンターを案内し、そこから丁寧に引継ぎ、助言をいただきながら支援していくことが重要であると考えております。

次に、ウで国の動きも踏まえた市として必要と考える支援の方向性についてのお尋ねであります。

犯罪被害者等に対する支援体制の強化の方向性といたしましては、大きく2点、支援体制の構築と経済的支援が重要と考えております。

1点目の支援体制の構築につきましては、総合的対応窓口である市民安全課と支援の具体的な手続などを担当する府内各部署との連携を強化するとともに、「県の犯罪被害者等支援コーディネーター」や「被害者サポートセンターあいち」との協力体制を築き、犯罪被害者の方などが支援の網から取りこぼされることなく、ワンストップで支援を受けられる体制を構築していくことが必要であると考えております。

2点目の経済的支援につきましては、現状、犯罪被害者の方などへの給付金や見舞金について、国、県、そして各市町村では独自に様々な制度が設けられています。こうした中、国においては、被害者の方などの損害回復や経済的支援の在り方について、北欧など海外の事例を調査し、民事訴訟で確定した損害賠償金を国が被害者に全額補償した上で、加害者から代理回収するといった制度を検討する新たな動きがあると伺っております。

現時点では、本市独自の支援金制度はありませんが、犯罪被害は誰もが突然遭う可能性がありますので、本来は、日本全国どこの地域でも同じように経済的な支援が受けられるべきであり、地域によって支援内容に差が出ないよう、広域による経済的支援を行い、また、被害に遭われた方の心情や負担を考慮し、国や県で手続を一本化することが望ましいと考えております。

何も落ち度がない犯罪被害者の方などに行政が経済的支援を行うことは重要であると認識しておりますので、今後も、被害者の方などに寄り添った丁寧な支援ができるよう、国や県の動向を注視しながら、支援金をはじめ、犯罪被害に遭われた方などへの支援体制の強化について調査・研究していきたいと考えております。

以上であります。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、（2）困難な問題を抱える女性への重層的支援体制の構築について、本市の相談体制、関係部局の役割、課題をどのように認識し、今後どのように連携強化を図る考え方のお尋ねであります。

本市では、女性が抱える様々な問題に対し、子育て世代包括支援センターを中心として、福祉、子育て、就労、医療など複数の分野を横断した支援調整を行い、相談者の状況に応じた伴走型相談支援を進めています。

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。孤独、孤立対策も含め、さらなる女性支援強化が喫緊の課題となっていますので、行政だけでなく民間支援団体や関係機関も含め、それぞれが専門性をもって支援を行っています。

しかしながら、個別に対応するだけでは支援が途切れたり、必要な支援につながらないケースが生じることもありますので、早期発見と切れ目ない支援体制の構築のために行政と民間支援団体や関係機関がそれぞれの強みを生かし、連携して取り組むことが不可欠であると認識しております。

そこで、行政と民間支援団体、関係機関とで「支援調整会議」を開催し、ケースの共有や対応方針の協議など情報共有の強化を行い、役割分担の明確化、支援体制の一層の充実に努めております。

また、女性をめぐる課題は、複雑化、多様化、複合化しており、支援を必要とする女性にとって、どこに相談すればいいか、分かりにくいところがありますので、相談窓口を分かりやすく周知するよう努めているところです。

引き続き、困難な問題を抱える女性に対し、本人の立場に寄り添いながら相談に応じ、関係機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じた重層的で包括的な支援体

制を構築していきたいと考えております。

以上になります。

○市長公室長（入江慎介）

続きまして（3）庁内の司令塔機能をはじめ、支援体制の見直しについて、今後、市長公室または総務部などに統括機能を置くなど支援体制の見直しを検討する考えについてであります。

性犯罪、DV、重大犯罪などの被害が複合化・長期化する傾向にある中、「犯罪被害者等基本法」の理念に照らし、被害者の方々に対して切れ目のない支援を行うことは重要であると考えております。

現在本市では、県条例や本市条例の趣旨を踏まえながら、「法テラス」や「愛知県弁護士会」などとの連携、相談案内や広報周知、関係機関連携に努めており、また実際の被害者支援についても、それぞれの担当部署において対応を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているところであります。

また、国も「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、地方公共団体は関係機関との緊密な連携を図ることとしております。

このような状況の中、本市としましても、既存体制のままで部署間連携を強化して取組を進めることにより、被害者の尊厳と権利保護を最優先にした、それぞれが抱える困難に寄り添った適切な支援を行っているところでありますので、統括機能の新設を含めた支援体制の見直しについては現時点では考えておりません。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。

新たな統括機能というのは置かず既存の体制の中で連携強化を図るという趣旨がありました。また経済的支援については国の議論を注視するという答弁でございました。

一方で国の検討では、経済的支援に関してですけれども、訴訟後の損害賠償の立替えという出口支援というのが中心になっておりまして、被害直後の医療・心理的ケア、生活再建といった入り口支援には届きません。被害直後に最も苦しむ当事者を支える入り口支援というものを春日井市・犬山市・豊山町など近隣市町では既に制度化をされております。小牧市が遅れをとっている現状というのは、方針の再検討が必要ではないかというふうに考えます。また被害当事者との接点について市民安全課のほうの窓口で集積している案件については相談がないというふうな数字になるようすけれども、犯罪被害のケースは様々であり交通事故や放火や殺人、特殊詐欺といった事案

ばかりでなく、暴力やネグレクトなどの虐待事案、DV事案、また性被害や孤立、こども未来部や福祉部と連携する必要のある市民生活を脅かす事案も市民生活部の中で共有し支援メニューの案内をすべきではないでしょうか。

また複雑化する事案に立ち会う当事者への支援は年1回の支援調整会議だけでは対応がきききず、随時の実務者会議やケース検討会議の充実、府内外での情報共有の支援連携の整備が必要不可欠かと思います。春日井市では困難女性支援法の趣旨に合わせた会議体を既存の会議体に埋め込んで網羅をしているというふうに伺っております。

そこで再質問させていただきますが、本市としてこういった初期支援の地域格差というものが今発生している状況について、また連携体制の課題をどのように受け止め、今後どのように改善に向けて検討していくのかお伺いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

困難な問題を抱える女性に対する支援につきましては、行政だけでは対応が難しい場面も多く、民間支援団体の柔軟で専門的な支援は不可欠であります。

そのため支援を適切かつ円滑に行いうよう広く関係する民間支援団体、関係機関等で支援調整会議を開催し、情報の共有やネットワークの強化、支援体制の協働を進めているところであります。

支援調整会議のほか、個別の具体的な事案に係る会議につきましても、必要に応じて適宜開催しております。個別事案の会議は高度な個人情報を取り扱うため、参加者を固定せず、真に関係する団体や機関に限定した上で、ケースの共有や対応方針の協議などを行っており、その中で連携体制の一層の充実や支援体制の強化に努めております。

以上になります。

○市民生活部長（落合健一）

今後の支援強化に向けてであります、犯罪被害者等に対する給付金や支援金、見舞金等につきましては、国が2024年度から「犯罪被害者等給付金」の遺族給付基礎額の最低額を引き上げるなど算定基準を見直し、遺族向けではこれまでの320万円とされる最低給付額をおおむね1,000万円超に引き上げたところであります。

また、都道府県では、「犯罪被害者等見舞金」をはじめ、「犯罪被害者遺児支援金」や「犯罪被害者等転居費用助成金」など、都道府県ごとに支援金等の種類、金額、対象条件は異なりますが、それぞれ独自に制度を設けて経済的支援を行っております。

さらに、県内市町村においても、54市町村のうち、約3割の17市町で犯罪被害者等を対象とした見舞金制度、または支援金制度を設けて経済的支援を行っておりますが、その種類や金額、対象要件は異なっており、都道府県や市町村によって、地域間格差

が生じている状況であります。

そのような中、国においては、先月パブリックコメントが実施されました令和8年4月から5か年を計画期間とする「第5次犯罪被害者等基本計画（案）」において、先ほど申し上げました、諸外国における犯罪被害者支援の類似制度を調査していくこと、また、地方公共団体が主体的に取り組んでいる支援制度の内容を調査しつつ、地域の実情に応じながらも地域間格差を埋める努力を行うことが明記されているところであります。本市といたしましては、国や県の今後の動向に注視して犯罪被害者に対する経済的な支援制度を検討していきたいと考えております。

次に、犯罪被害者等支援の支援体制の強化につきまして、犯罪被害者支援の総合的対応窓口となる市民安全課では、被害者の方などから丁寧に状況をお聞きし、心情などに配慮しながら必要な支援を共に考え、福祉、保健医療、子育て、教育などの関係部署と連携して被害者の方などが窓口を移動することなく府内の手続や相談をワンストップで行えるように支援してまいります。

一方、県の犯罪被害者支援等コーディネーターは、警察や被害者サポートセンターあいちなど、民間支援団体などの他機関とも連携して臨床心理士によるカウンセリングや警察や病院への付添い、裁判の代理傍聴、マスコミ対応のサポート、法律相談など必要な支援を包括的に行っていくこととなっております。

そのため、本市といたしましては、犯罪被害者等の置かれた状況に合わせて県の多機関ワンストップサービスとも連携を図り、被害者の方などに寄り添った支援を行ってまいります。

最後に、市民安全課が総合的対応窓口となって支援する犯罪被害者等の対象につきましては、殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族、または重傷病や精神疾患を負わされた犯罪被害者の方を想定しておりますので、対象となる事案は、かなり限定されてくるものと認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、令和5年1月の条例改正以降、犯罪の被害に遭われた方などが市役所において必要な手続を行ったにもかかわらず、職員が市民安全課の犯罪被害者支援の案内をしていない可能性もありますので、改めて府内通知を行い、犯罪被害に遭われた方などが支援の網から取りこぼされることがないよう周知徹底してまいります。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

こども未来部のほうからは支援調整会議以外にも様々な会議体で支援に当たるケース会議をされておられるというようなことなんですかけれども、やみくもに連携機関を

増やしてほしいということではないんですけども、いずれにしても今まで連携が不足していて、支援が不十分であったというようなケースもあるというふうに民間の支援に当たる団体さんからも伺っておりますので、連携機関を巻き込んだケース会議の量、質ともに拡充を求めていきたいというふうに要望させていただきます。

また市民生活部のほうでは来年度、国の方で犯罪被害者等基本計画がまた改正されるということで案が出ているということですけれども、これに応じて市としては経済的な支援制度を検討していきたいということでございました。

ぜひとも国に合わせてですけれども既に地域間で格差があるというような状況を御認識いただいたと思いますので、ぜひ御検討を進めていただきたいというふうに思っております。

最後にですけれども、今回の質問で困難女性の支援と犯罪被害者支援というのは制度上は別であっても、実際の相談現場では課題が重なって連動しているということが分かっております。だからこそ支援に関わる機関が相談・安全確保・医療・心理・法的支援・生活再建までを一体として捉えるこの共通の理念と連携モデルの体系化が必要だと思っています。国の法制度や県の計画、警察庁の新組織など支援の環境は大きく変化をしているところです。部局ごとに根拠となる条例や判断基準が異なることで属人的な対応や支援のばらつきにつながっているということは、できるだけ回避していただきたいというふうに思っています。

そこで最後にですけれども、市として困難女性支援また、犯罪被害者支援を共通の理念の下で整理をして、どの課でも、どの窓口に相談しても同じ支援につながるようにワンストップでそれぞれやってますということをおっしゃっていただいたんですけども、その序内の横断と外部連携の方針というのを明確化をして体制強化を図る市としての方針づくりを検討すべきと考えるんですけども、最後に市長の御所見をお伺いします。

○市長（山下史守朗）

暴力、犯罪等の被害者、法的な困難を抱える皆さんということで、犯罪被害者支援体制ということでございますが、様々な御意見をいただきました、ありがとうございます。

まず、のこと大変重要だという認識を持っております。しっかりと府内が連携をもっと取るべきだという御意見、そしてまた統一的な基準を持つべきじゃないかというようなことありました。

あるいは、全府的な司令塔機能を強化してほしいというようなお話をございました。

まず一つは、市長公室にというお話をありましたが、これちょっと誤解があるかも

しませんので、この際ちょっと申し上げておきますが、市長公室にあると重要で、他の部署にあると重要ではないということではないということ。

そして、基本的な実務については、それぞれの部署非常に複雑多岐にわたる行政、市民生活全般にわたる総合行政を我が国の行政やってるわけで、小牧市役所もありとあらゆる問題課題に対応しているわけでありまして、それをそれぞれの部署が担当しております。これ当然重なり合う部分はあるんですけども、やはり、どっかに担当しっかり置かなきやいけないということで、これは、全て私の下でやってるわけでありまして、それぞれの分野で担当する部署が私の下で、これは仕事をしているということです。ですから全て、市民生活部もこども未来部も私の下で、直でまさに仕事をしているということで、私は理解をしております。

市長公室は、いわゆるそれぞれの部署で仕事をするものを私が見ていくのにやはり補助が必要なもんですから、ある意味そのライン機能ではなくてスタッフ機能なんですね。ですから諸機能があり、全体の進捗を管理する総合計画などを管理している政策部門があり、そして組織を管理する行政改革があり、そして人事またコンプライアンスということで、まさに、これはスタッフ機能もんですから基本的には市長公室では、いわゆるその個別の問題に対応するものを持たないと。あくまでスタッフ機能であるという、こういう整理をして組織をつくっておりますので、基本的にどんな重要な問題でも、それぞれの部署が担当しているということで、これまさに私の下で直で担当してるんだということで、これちょっと整理をいただきたいなということを思っております。

その上で、統一的な基準をというお話、あるいは連携を強化したほうがいいというお話、まさに御指摘については十分受け止めたいというふうに思っております。

ただ、現場はそれぞれのやっぱりフロントの窓口があって、それのことに対応する中でやはりこれ、この犯罪被害の支援だけじゃなくて、あらゆる問題についてやはりそのつながりがあるもんですから、それをやはり吸い上げながら、そこで実際に課題に向き合って検討していくことが重要だろうと思いますので、この一つ基準をつくって全て下ろしますとね、このいわゆる現場の上がってくる課題意識と上からのこの基準というものがぶつかるところもあるというのが私の感覚でございまして、そういう意味では基準というか、こういう方向だよということは議論の中でつくっていきながらも、やはり現場で柔軟に対応する。そこで合わないものについては、また上に上げて、そこを調整していくこと、この上下のこの機能というのを今一生懸命やっているという状況ですので、必ずしも統一的にきちっと決めることが最善ということでもないような気がしますので、この辺りは現場としっかりと現実を見合

せながらつくっていきたいというふうに思っています。連携強化というのはまさにそのとおりだと思いますので努力をしていきたいというふうに思います。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。全ての機能、教育に関わる部分以外の部分はもう全て市長のほうで責任を持って見ているよということで、私のほうで誤認はないので御安心いただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、誰が、どこに相談をしても同じ支援につながるように人権配慮に基づいた共通の理念と連携の型というのが必要なのかなというふうに私自身は思っておりました。今ほど御答弁いただきましたように、各部局のほうで連携調整をしながら現場と、上から下ろしていく計画の部分とでそこがないように滑らかにやっていかれるということで承知をしたところです。

何を言おうとしたっけな、連携のこと、ごめんなさい、ちょっと考えながらやらせていただいてます。新たな統括機能という部分では置かないという話だったんですけども、いずれにしても連携強化については市長のほうも課題を認識していただいたということですので、民間のほうで支援にあたる団体さんですかそういったところからも、ぜひ意見を聴取していただいて、要望をぜひくんでいただきたいというふうに思っております、それが最後の要望でございます。

以上をもちまして、この質問項目1については終わりたいと思います。

質問項目2、子どもの育ちを支える環境整備についてであります。

子どもと保護者を取り巻く環境には制度のはざまで負担が集中する構造がまだまだ残っています。病児・病後児保育では予約が取れない、空きが分からない、距離が遠いなど制度はあっても使えないという声が多く寄せられています。

特に東部地域では受皿が生活圏に十分届いていないのではないかでしょうか。

また保育園の入園に当たっては希望園を複数書くことが前提でありながらも、徒歩や自転車など現実の移動手段では通える園というのが限られ、希望園数が不利に働くて隠れ待機児童となるケースも見受けられます。

育休退園制度についても、出産直後に新生児と1歳児を同時に家庭で見る負担、また、4月1日基準による不公平、復職の見通しが立たなくなる、雇用主側の困難など制度と生活自体のギャップが非常に大きい状況です。

私自身もただいま第2子を妊娠しております、上の子は1歳3か月になりました。育休制度があれば育休退園の対象となる立場でありましたけれども、議員に育休がないというところではありますが、制度とのずれというのも実感をしているところでございます。

令和8年度にはこども誰でも通園制度が始まる予定でございますし、保育は全ての子どもの育ちを支えるという方向へ変わろうとしております。こうした変化を踏まえまして、本市の現状と今後の方向性についてお伺いをさせていただきます。

(1) 病児・病後児保育についてです。

ア、現状についてお伺いをいたします。

病児保育は子どもが急に体調を崩した際に家庭と仕事を支える重要な機能ですが、現状では、予約のしづらさや空き情報の不透明さ、施設までの距離など利用の不便さが指摘をされておりますので、こちらを伺わせていただきます。

イ、課題についてお伺いさせていただきます。

利用のしづらさには予約空き状況が把握しにくいこと、東部地域を中心とした地理的偏在、流行期の受皿の不足、働き方の多様化への対応不足などの課題が挙げられています。市の認識、課題についてお伺いします。

ウとして利用のしやすさを高めるための整備方針についてです。

全国的にはスマホやLINEで予約キャンセルができる「あずかる子ちゃん」というアプリケーションなどの予約システムを導入し、保護者負担を軽減する自治体が増えています。また東部地域への受皿の拡充や、需要の季節変動に対応するための近隣自治体との広域連携も今後の選択肢かと考えております。

そこで利用しやすさを高めるための整備方針についてお伺いさせていただきます。

(2) 育休退園制度についてです。

アとして、現状についてお伺いをいたします。

イとして、課題についてお伺いします。

育休退園制度では出産直後の家庭負担や復職が困難になるなどの雇用主側の課題、また労働者側のおつらい現状、また4月1日基準による不公平など、制度と生活実態の間にズレが生じています。

そこでウとして、今後制度をどのように位置づけていくのかお伺いします。

これをお伺いしますのは東海圏でも、大垣市、桑名市、四日市市、安城市などが0歳から2歳を含め、育休退園制度を今後廃止していく、または大幅に見直しをしていくというような検討の流れがあるようでございます。保育環境を途切れさせないこと、家庭負担を必要に増やさないことを重視した判断です。こういった自治体に、じゃあ、待機児童がないのかと言われるとそうではなくて、待機児童はあるんだけれども、育休退園の制度自体を見直していくというような選択に踏み切っているというような自治体になります。本市として将来的な制度の見直しや廃止を含めどのような方向性を描いていくのでしょうかということで、このウとして制度をどのように位置づけて

いくのかお伺いさせていただきます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目2、子どもの育ちを支える環境整備について、（1）病児・病後児保育についてのア、現状についてのお尋ねであります。

病児保育は、保育を必要とする乳児、幼児または家庭において保育を受けることが困難となった小学生が病気の回復期に至らない場合で家庭での保育が困難な場合に、看護師や保育士が配置された専用施設で一時的にお子様をお預かりする制度であります。

また、病後児保育は、子どもが病気やけがの回復期で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用の保育施設で一時的にお子様をお預かりする制度であります。

本市では、病児保育は「はやしこどもクリニック」と「小木こどもファミリークリニック」で、病後児保育は民間事業者による企業主導型保育園「ルコアキッズ」で実施しております。いずれも生後6か月から小学校6年生までの児童が対象です。

利用に当たりましては、病児保育におきましては、前日までに病児保育を実施している医療機関で診察を受け、医師が受け入れの可否を判断いたします。当日の朝も診察を受け、医師が状態を確認した上で施設での保育が適切かどうかを判断いたします。

また、病後児保育におきましては、かかりつけ医を受診し、健康状態を確認し、医師に病後児保育利用連絡票を作成してもらった上で、子どもを預けることになります。

それぞれの利用実績は、病児保育は令和4年度は554人、令和5年度は742人、令和6年度は770人、本年度は10月までの実績で360人となっております。

病後児保育は今年6月から始まっており、10月までの実績は30人となっております。

なお、本市は、名古屋市と相互利用協定を締結し、今年4月から小牧市民であっても名古屋市内の病児・病後児保育施設も利用できるようになっており、これまでに2人の利用がありました。

これにより、市内で予約が取れない場合や、勤務先に近い施設を利用したい場合などに、選択肢が広がっております。

続きまして、イの課題についてのお尋ねであります。

本市の病児保育は2施設、病後児保育は1施設で実施しており、いずれも看護師や保育士の専門職が配置された専門施設で運営され、特に病児保育は子どもの安全のた

め、医療機関に併設する形となっています。そのため、受入れ可能な人数には限りがあり、利用希望が集中した場合には全ての希望に応えられないことがあります。

また、新たな施設の開設や増設には、看護師及び保育士の確保や医療提供体制の整備が必要であり、容易ではない状況であります。

続きまして、ウの利用しやすさを高めるための整備方針についてであります。本市では、病児保育の利用に当たりましては、利用希望の医療機関で診察を受ける必要があり、また病後児保育の利用に当たりましても、かかりつけ医を受診し、病後児保育利用連絡票を作成してもらう必要がありますので、安全に配慮した運営がなされております。

病児・病後児保育の利用しやすさを向上させることは重要ですが、最も重視すべきは預かる子どもの安全であり、今後も、利用希望者が安心して利用できるよう、現行の安全性を確保しながら利便性の向上に努めてまいります。

また、病児・病後児保育を利用される保護者は、就労を継続しながら安心して預けられる場を求めており一方で、本来であれば仕事を休んで家庭で看病したくても、職場環境や働き方の制約により休むことが難しいという事例が多くあります。そのため、病児・病後児保育の整備だけでなく、企業による育児・看病休暇の取得促進や、子どもの看病を理由とした休暇の取りやすい環境づくりを社会全体で進めていくことも重要であると認識しております。

続きまして、（2）の育休退園制度について、アの現状についてのお尋ねであります。

育児休業中の保育園利用の認定要件は、「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の5に規定されており、第9号で「育児休業に係る子以外の児童が在園しており、継続利用が必要と認められる場合」とされておりますが、本市におきましては、0歳児及び1歳児クラスを中心に定員の空き枠が限られ、年度途中に待機児童が発生している状況があるため、継続利用の年齢に制限を設けております。

本市では、従前、育児休業中における保育園の継続利用については「3歳児（年少クラス）」を基準として判断おりましたが、保育環境の短期間での変化による児童への影響や、保護者の負担への配慮、さらに、今後の待機児童の発生見込みや定員の空き状況などを総合的に考慮し、令和4年度より継続利用の基準年齢を「2歳児クラス」へと引き下げたことにより、現在は、継続利用を2歳児以上、新規利用は3歳児以上のクラスを対象としています。

本市では、令和5年4月より、0歳児から2歳児まで園児の保育料を無償化しております。無償化の実施に合わせて保育園の建て替えを加速するとともに、0歳児から

2歳児を対象とした小規模保育事業所などの整備を行い、保育ニーズに応える受皿の確保に努めているところであり、平成31年度から令和7年度までの7年間、4月1日時点の待機児童は発生しておりませんが、年度途中におきましては、低年齢児を中心に、利用できていない「隠れ待機児童」が発生し、定員に空きがない状況となっております。

続きまして、イの課題についてであります。本市では、0歳児及び1歳児クラスについては産後2か月後の月末で退園となる運用を行っており、2歳児以上は継続利用を認めております。

育児休業を理由に在園児が退園となった総数は、継続利用の年齢の引下げ前の令和元年度は50人、令和2年度は57人、令和3年度は60人がありました。

継続利用の年齢引下げ後の令和4年度は19人、令和5年度は21人、令和6年度は19人で、年齢の内訳は0歳児が2人、1歳児が17人ありました。

今年度11月までの見込みは12人で、年齢は全て1歳児となっており、継続利用の年齢引下げ前に比べ育休退園の人数は減少したものの依然として育休退園が発生している状況であります。

続きまして、ウの今度どのような方向性で捉えていくのか、市の姿勢についてのお尋ねであります。

本市は、0歳児及び1歳児クラスを中心に定員の空き枠が限られ、年度途中に待機児童が発生している状況であり、現時点では継続利用年齢の引下げを行うことは難しいと考えています。

今後も、保育ニーズや受皿整備の状況を注視しつつ、制度の運用について検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。

育休退園については保育ニーズの受皿整備の状況を注視しながら制度そのものの運用について検討をしていきたいという答弁でした。

こちらなんですかけれども、先ほども申し上げましたが、東海県内でも育休退園制度を待機児童の有無にかかわらず廃止していく考え、また、0歳から2歳児を含め継続利用を可能とする見直しを行った自治体が徐々に増えてきています。これらの自治体は待機児童を抱えていながらも子どもの保育環境を途切れさせないこと、出産の数か月の違いで家庭負担が極端に変わらないようにすることを重視して、制度自体を再構築しているということだと思います。こうした自治体と本市との間にはどのような政

策判断、価値観の違いがあると認識しているのか、現行制度を維持する理由について本市の考え方再度伺わせていただきます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

近隣の岩倉市では本年6月に育休退園を廃止しております。

育児休業中の保育園利用について同市に問合せをしましたところ、以前は0歳児、1歳児の継続利用は認めていなかったが、本年4月時点で発生していた待機児童1人が5月時点で解消されたため、育休退園の廃止に踏み切ったとのことでありました。

なお、育児休業中の新規利用は年齢にかかわらず認めていないことあります。こうした事例もございますが、先ほど答弁しましたとおり本市におきましては4月1日時点の待機児童は発生しておりませんが、年度途中に待機児童が発生している状況であり、現時点で育休退園の廃止は難しいと考えております。

以上になります。

○13番（諸岡英実）

やはり待機児童の解消のために、育休退園の制度自体は今すぐにはやはり見直しは難しいということをおっしゃっていただきました。

であるならばですけれども、制度の即時廃止が難しいという市の立場もよく理解をしています。であるならば、せめて出産直後の家庭が急激な負担増にさらされないよう段階的な緩和策が必要ではないかと私自身は考えてます。育休退園という制度を知らない保護者の方も多くおられます。保育園に今まで通わせていたけれども自分が産後休業明けたらすぐ上の子が退園してきらどうしようっていうことを、やはり多くの市民の方から御相談をお受けするわけです。ですので、退園まで2か月という現状です。現状をせめて6か月程度の猶予期間を設けるですか、あるいは短時間保育の利用を可能として段階的に家庭保育に移行できるようにお手伝いをしていくなど、いろんなやり方があるかと思います。労働者の負担、また雇用主の継続就労の困難、また制度的不公平の実態を踏まえて、こうした妥協的な緩和策を検討する余地について市の見解をお伺いします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

現状、継続利用年齢の引下げは難しい状況ですが、まずは受皿整備を最優先しつつ、育休中の家庭が抱える負担や不安の軽減にも目を向け、制度の在り方を検討していくことが必要と考えております。こうした不安や負担を軽減するためには、在宅で子育てをする御家庭に対する支援も重要であると考えております。具体的には、一時預かり事業や令和8年4月から開始予定のことども誰でも通園制度の活用により、必要なときに一時的に保育できる体制を整えることや、子育て世代包括支援センター

において、育休中の保護者の不安や育児負担に寄り添った相談支援を充実させていくことが効果的であると考えております。

市といたしましては、こうした支援策の周知を一層進めるとともに、保育園に在園していない期間であっても、保護者が孤立せず、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○13番（諸岡英実）

令和8年度から子ども誰でも通園制度が始まるということで、保育の考え方そのものが就労要件を満たす家庭だけのものだけではなく、全ての子どもの育ちを支える方向へと変わろうとしているということで、やはり育休退園等の制度の在り方そのものを見直す時期に来ているのかなというふうにも思いますので、今、その件について御答弁、考え方、在り方自体をちょっと考え直さないといけないかもしれないということをおっしゃっていただいたので、ぜひ見直していただきたいというふうに思います。

最後に少し時間がありますので、あともう一点ちょっと質問させていただきたいんですけれども、広域連携について、病児・病後児保育の広域連携について現状名古屋との相互利用協定があるので、こういったところで勤務地に近いところで利用していくだいてる件数も何件があるよというような御答弁だったと思います。

そこで、今後周辺自治体春日井ですか、犬山ですか、そういったお隣同士の近隣自治体と相互利用連携というか、そういった協定を組んでいくことで、病児・病後児の利用の枠をちょっと増やしていくというそういった考え方はありますでしょうか。

○子ども未来部長（川尻卓哉）

近隣市町との相互連携協定の関係でありますが、名古屋市と協定を結ぶに当たりまして、名古屋市は小牧市と春日井市とも連携協定を結んでおります。その際に、小牧と春日井で連携協定を結ぶことが可能かどうかについても検討いたしましたが、その時点ではなかなかまだ体制が整っていないということでありましたが、今後そういった体制が整うようであれば、また拡大についても検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。一つ一つ利用がしやすくなるように、もちろん働く現場のほうで休みが取れるようにするという社会的な機運の上昇というのは重要なことなんですけれども、制度とともに整備を進めていくということで、こちらも拡充について検討をお願いしたいというふうに思っています。

子どもと保護者の生活は制度の枠組みの中に収まるものではなく、その日そのときの体調や働き方、家庭状況によって大きく揺れ動いているというのが現状です。病児・病後児保育、また保育園の希望園の選択、そして育休退園制度、いずれも制度の趣旨は理解しつつも現実の暮らしの中では使えるはずの制度が使いにくいものになっている。そんな場面がまだまだ残されています。制度をどう運用するかではなく、子どもと家庭がどうすれば安心して日々を過ごせるための制度になるのかという視点を中心に据えていただきたいと強く要望させていただきます。

小牧としても、こども誰でも通園制度が今度は始まりまして、保育の在り方というのは大きく変化をしています。いずれにしても制度を中心に家庭を動かすのではなくて、子どもの育ちとともに寄り添った制度に一歩ずつでも改善を進めていただくことを要望いたしまして全ての質問を終わらせていただきたいと思います。

そして最後に、本来は昨日一般質問させていただく予定だったんですけども、今日にずらしていただいたということで、議長をはじめ事務局の皆様ありがとうございました。これにて私は産前休業に入らせていただくんですけども、ありがとうございました。

以上で一般質問終わります。

○議長（舟橋秀和）

次に、阿部哲己議員。

○6番（阿部哲己）

皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、先に通告しております。質問項目1について質問させていただきます。質問項目1、超高齢社会に対応したまちづくりについて質問をさせていただきます。

皆様は、買物はお好きでしょうか。はいと思ってる方はさすが健康を意識されていると思います。金額の財産も大事ですが、健康の財産も同じぐらい大切なことです。山下市長の掲げる70周年、今年のテーマでもあります、健康と環境、このテーマは本当にいいテーマですので、周年に限らず、ぜひ続けていってほしいと願っております。

小牧市でも、全国と同様に高齢化が進んでおります。令和8年には、市民の約3人に1人が65歳以上になると見込まれています。こうした中で、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりをどのように進めていくかが、私たちにとって大きな課題であります。

また、運転免許返納者数では、小牧警察署に確認したところ、令和6年の愛知県における65歳以上の運転免許保有者数は、114万9,896名で、運転免許証返納者は399名、割合としては1.6%となっております。加齢による視力や判断力の低下、運転に必要

な能力の衰えから、全国各地で高齢ドライバーによる死亡交通事故が多く発生しています。そのため、高齢者の運転免許証の返納が進められていますが、一方で、公共交通の利用が不便であるという声もあり、なかなか進展していないと思います。

特に桃花台地区では、買物や通院の足が限られています。高齢者の生活を支えるため、コミュニティバスのルート見直し、柔軟な交通体系の構築が必要と考えます。

小牧市では、マックスバリュ東海株式会社が移動販売車を運行する取組を開始しています。具体的には、高齢者などの買物支援に加えて、地域見守り活動としての役割も果たしており、買物で来た高齢者の様子を確認し、異変があれば発見につなげる仕組みもあります。

そこで、超高齢社会に対応したまちづくりについて、次のとおり質問させていただきます。

(1) 移動販売による買物支援についてとして、

アとしてルート再編後の利用状況についてお尋ねをいたします。

イとして桃花台地区の利用状況についてお尋ねをいたします。

ウとして、移動販売実施における課題の認識についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目1、超高齢社会に対応したまちづくりについて、(1) 移動販売による買物支援についてのア、ルート再編後の利用状況についてのお尋ねでございます。

市と市社会福祉協議会及び株式会社マックスバリュ東海との協定に基づき実施している移動販売は、令和6年4月から順次開始し、同年7月までには市全域に範囲を拡大しております。

事業開始からこれまでに2回のルート再編を実施しており、令和7年2月の1回目の再編では、利用人数に応じた停車時間の調整、利用がない状態が長期間続いた停車場所の廃止などの見直しを行ったところです。

令和7年6月の2回目の再編では、移動販売の事業者が効率的に停車場所を回れるよう、曜日も含めた大幅なルート見直しを行うとともに、新たに老人ホームなどの高齢者向け施設を巡回するルートの創設を行っております。

2回目のルート再編後の利用状況については、本年10月の実績で申し上げますと、1日平均利用者数は81.8人、1停車場所の平均利用者数は3.6人であり、最大利用者数は30人、最小利用者数は0人であり、停車場所ごとに利用人数に差がある状況でござ

ざいます。

また、新たに創設しました高齢者施設の巡回ルートでは、月曜日の巡回コースでは、一日平均利用者数は42.3人、1停車場所の平均利用者数は8.5人であり、最大利用者数は15人、最小利用者数は1人であります。火曜日の巡回コースでは、一日平均利用者数は84.8人、1停車場所の平均利用者数は17人であり、最大利用者数は30人、最小利用者数は1人という状況でございます。

なお、移動販売の事業者からは、事業者数が少ない停車場所でも、移動販売のみで食料品の買物をしている方もおられるとお聞きしており、移動販売が日常生活における、必要な資源となっている方もおられる状況でございます。

次にイの桃花台地区の利用状況についてでございます。

桃花台地区につきましては毎週木曜日のコースに6か所、金曜日のコースに1か所の合計7か所の停車場所があります。

この7か所の利用状況につきまして本年10月の実績でお答えいたしますと、停車場所1か所当たりの平均利用者数は2.2人であり、最大利用者数は8人、最小利用者数は0人であり、全体的な状況と比較しますと利用が少ない状況でございます。

私からは以上です。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、ウ、移動販売実施における課題の認識についてであります。移動販売は、利用されている方からは「家の近くに来てくれるの、なくなると困る」、「サロンに行って買物をして帰る」ということがふだんの生活の一部になっている、「買い物忘れた食材や調味料など、ちょっとした買物にも便利である」などの声をお聞きしております。日常生活における貴重な社会資源となってきた方をおられることから、買物支援の選択肢の一つとして継続していく必要があると考えております。

一方で、対象地区には、チラシを全戸配布したり、地区の民生委員・児童委員にお知らせをするなどして、周知を図っているところでありますが、「知らなかった」という声もあり、移動販売の周知が買物支援を必要とする高齢者へ十分に行き届いていないと感じているところです。

また、ルートの見直しは実施したもの、利用者がいないまたはそれに近い停車場所があること。それから、移動販売のルートについては効率的に巡回できるよう設定されていることから、高齢者が集まっている場、高齢者サロンなどですが、に合わせた実施ができていないこと。それから、地域によっては住宅密集地のため、余剰地がなく、停車場所の確保が困難であることなどが課題であると認識しているところであります。

以上であります。

○6番（阿部哲己）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

ウの課題の認識について、1年半たった今現在いろいろな声があつたと思いますが、その声から何か改善につながつたものはありますでしょうか。また、見守り機能の強化を含めた今後の展望も伺います。

○福祉部長（江口幸全）

今後のルート等の再編を含めた考え方ということでお答えをさせていただきます。

移動販売のルートにつきましては、お地元の意見などもお聞きしながら決めておりますので、ルート等を定着させていくことも必要であると考えております。

このため、しばらくは現在のルートでの実施を見守っていく考えではあります。

ただし、再編後も利用者がいない、または極端に利用者が少ない停車場所もありますので、より適した停車場所の選定、利用者が多い停車場所での停車時間の延長、あるいは高齢者が集う場に合わせた移動販売の実施など、より市民ニーズに適した支援となるよう、ルート等について継続した検討が必要であると考えております。

また、株式会社ローソンストア100が、一部の地域協議会ではありますが、地域協議会の声を聞きながら移動販売を実施しておりますので、こうした動きも含めた検討が必要であると考えているところです。

さらには、移動販売の波及効果として、移動販売を契機に高齢者サロンが立ち上がった地域も幾つかございます。

こうした何かを通して人と人とのつながりが生まれる動きは、地域共生社会を実現していく上で、大変貴重なものであると思いますので、こうした視点も意識する中で検討する必要があると考えているところであります。

以上であります。

○6番（阿部哲己）

御答弁ありがとうございました。

小牧市においても、全国と同様に、期待どおりの検討がされているということであり、超高齢社会の取組において大変喜ばれる内容だと思います。

最後に要望として、桃花台地区光ヶ丘会館では、サロンや住民交流、講座などが多数行われ、公民館利用率は、市内でも一番多いとお聞きしております。御答弁いただいた中で、要望となりますが、サロンや住民交流などの日に合わせた定点販売の仕組みの導入と、ルート変更の見直しをぜひお願いをいたします。

移動販売は単なる買物支援にとどまらず、地域の見守り機能や交流の場としての役割も期待されます。本市が主体的に調整し、民間事業者や地域と協力することで、買物の不安を抱える市民の生活を大きく支えることがきます。

以上、今後、小牧市の積極的な取組を期待し、多くの市民が年を重ねても、笑顔で暮らせる小牧市を目指して引き続きよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、安江美代子議員。

○11番（安江美代子）

議長のお許しをいただきましたので、2項目質問させていただきます。

質問項目1、水道事業への財政支援について、重要なライフラインとしての水道は、今象徴的な2つの事態をめぐって大きな岐路に直面しています。1つは老朽管の破損を主な要因とする漏水・噴出事故の多発です。もう一つは、全国的な水道料金の値上げラッシュです。全国各地の自治体で老朽化した水道管の更新費用が巨額になるとして、次々と水道料金の値上げが起きています。しかし、中には値上げを見送る自治体も出てきています。私たちの日常に欠かせない水、値上げは本当に避けられないのでしょうか。小牧市の水道料金は、平成8年から値上げをされていません。市民負担の軽減に努力してきたことを高く評価しているところです。

これまで水道事業は、企業会計・独立採算制の下で運営をされてきました。コストがアップすれば無条件に水道料金も値上げという形で反映させる仕組みが維持をされてきました。しかし今、独立採算制は見直しが問われる事態となっています。その要因が、日本社会の少子高齢化で、人口減少が本格的に進んでいる問題です。人口減少が進むと、水道利用者が減少し、水道収入も減ります。そのため、独立採算制の水道事業では、収入が減れば、それを補填するために料金の値上げが続くことになります。そこで、国民の公共的ライフラインである水道料金が本来どうあるべきなのかが今問われています。

御存じのように水道の目的は、水道法によって「清浄・豊富・低廉な水の供給」とされており、この実現に国と自治体が責任を負うことが明記をされています。

私は今こそ、この目的にあるように、水道の原点に立って考えるべきだと思います。そこでお尋ねいたします。

（1）水道料金の改定について。

ア、小牧市水道事業ビジョン・経営戦略改訂版、これは令和8年度から10年間というビジョンですが、この中の財政シミュレーションはどのようにになっているのか具

体的にお尋ねをいたします。

イ、その中で、内部留保資金残高を20億円確保するとありますが、その必要性をお尋ねいたします。

ウ、水道料金を値上げすることは、市民生活への影響が非常に大きいと思いますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

(2) 市の財政支援について。

独立採算制を盾に水道料金の急騰が容認をされ、支払いができずに給水停止を受け、水道から排除されるような住民が生じることは避けられなければなりません。そのためには、市の財政支援がどうしても必要だと思いますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。1回目の質問といたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○上下水道部長（笹尾拓也）

質問項目1、水道事業への財政支援について（1）水道料金の改定について、アとして、小牧市水道事業ビジョン・経営戦略改定案の財政シミュレーションについてのお尋ねであります。

本市では、人口減少社会の到来や東日本大震災の発生など、水道を取り巻く環境の変化に対応するため、「経営戦略」の要素を加えた「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」を令和2年3月に策定し令和2年度から令和11年度までの10年間における中長期的な水道事業経営の基本計画としてまいりました。

策定から5年が経過する中で、新型コロナウイルス感染症の影響、令和6年1月の能登半島地震の発生、さらには世界的な物価上昇やエネルギー価格・人件費の高騰や増大する老朽化施設の更新需要など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、南海トラフ巨大地震などの自然災害リスクの高まりによる水道施設の被害軽減や応急復旧体制の構築など事前の対策も急務となっております。

こうした背景を踏まえ、持続的かつ安定的な水道事業運営の実現を目指し、「小牧市上下水道事業経営審議会」において議論しながら改定を進め、新たな10年間の計画として作成し、本年12月16日から来年1月14日までの期間においてパブリックコメントを実施し、年度内に策定する予定としております。

その改定案において持続的かつ安定的な事業運営を検討する中で、財政シミュレーションを行い、水道事業の収支見通しの把握に努めております。

財政シミュレーションでは、単年度純利益の継続、内部留保資金残高20億円程度の

確保、老朽化の更新として更新計画に基づく管路更新率1%等の前提条件の下、料金収入、国や銀行から借り入れるものである企業債、補助金等の収入と、建設改良費や人件費、営業費、減価償却費等の支出から今後20年間の収支の見通しを試算しており、ケース1として、これまでの水道料金を維持し、企業債がない場合。ケース2として、水道料金を値上げし、企業債がない場合。ケース3として、水道料金を値上げし、企業債がある場合の3つのケースでシミュレーションを行いました。

その結果、ケース1の場合では、令和11年度以降、純損益がマイナスに転じ、単年度の事業経営が成立していない状態となりました。ケース2とケース3の場合では、水道料金の改定割合に違いがあるものの、健全性を確保した事業運営が実施可能となることが分かったものであります。

なお、今回実施した、財政シミュレーションはあくまで試算であり、料金改定時期や料金改定率は仮定のものになります。

今後、料金改定を実施する場合、経営状況等を市民の方へ広く情報発信とともに、「小牧市上下水道事業経営審議会」において議論していくことになると考えております。

続きまして、イとして、内部留保資金残高を20億円程度確保する必要性についてのお尋ねであります。

ライフラインである水道事業は、いかなる状況下においても安定的に継続することが求められます。

しかし、震災等の災害が発生し被災した状況の中では一時的に料金収入が見込めないことが想定されるため、少なくとも1年間の事業運営に必要な人件費や受水費などの経費として20億円程度を内部留保資金残高として確保したいと考えております。

続きまして、ウとして水道料金を値上げすることは市民生活への影響が大きいと思うが、その見解についてのお尋ねであります。

水道事業は、地方公営企業法に基づき、独立採算により運営を行わなければならぬとされており、事業運営に必要な財源は、水道事業の主な収入源であります水道料金収入により賄う必要があります。

水道は市民が生活する上で欠かすことのできないものであり、水道料金の改定が市民生活に影響を与えることは重々承知しておりますが、市民の皆様に、将来にわたつて安全で安心な水道水を安定的に提供し続けるためには、施設の適切な維持・更新を行うとともに、持続的な財政運営を行うことが不可欠であると考えております。

そのため、A.I.を活用した管路の漏水調査の実施など新技術の活用、今後大幅に増加する更新需要への対応として、包括委託であるウォーターPPPや管路工事におい

て、設計と施工を一括して発注する方式である管路デザインビルドの導入、施設の共同利用や管理の一本化により重複投資を避けること等が期待される広域化などを検討し、効率的、効果的な事業運営を行ってまいります。

また、財源については、国庫補助金を積極的に活用することや、将来世代の負担を考慮する必要がありますが、企業債の活用を検討するなど、財源の確保に努め、市民生活への影響が少しでも軽減できるよう検討してまいります。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、（2）市の財政支援について、市民負担を増やさないためには、市の財政支援が必要だと思うが見解についてのお尋ねであります。

ただいま、上下水道部長からも答弁がありましたように、水道事業は独立採算を原則としており、健全な水道事業を維持していくためには、適切な水道料金の設定が第一であると考えておりますので、現時点においては、市からの財政支援については考えておりません。

以上であります。

○11番（安江美代子）

それでは再質問させていただきます。

まず、現在策定中の水道ビジョンの財政シミュレーションを御答弁いただきました。

私はこの間、経営審議会もほとんど傍聴をしてまいりました。そして、令和2年度から令和11年度の10年間の策定計画も拝見をいたしました。このときから、水道料金の改定シミュレーションはありました。料金値上げなし、供給単価を15%上げた場合、供給単価を10%上げた場合、この3通りが示されておりましたが、現時点での値上げはありません。今回、改訂版ということで示された財政シミュレーションでは、先ほども答弁いただきましたけれども、値上げなしの場合、69%の値上げをした場合、そして66%の値上げをした場合という、3つのパターンが載っておりましたけれども、この数字を見ますとですね、非常に値上げ幅が非常に大きくなっているんですよね、驚きました。まず、この違いはどういうことなのかということを説明していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○上下水道部長（ 笹尾拓也）

財政シミュレーションはあくまで試算ですが、単年度純利益の黒字を継続し、内部留保資金残高を20億円程度確保し、管路更新率を1%として前提条件を設定し、水道事業が持続的な運営ができるために必要な料金設定ということで考えております。

財政シミュレーションの積算においては、施設整備費として新規整備と施設の老朽化に伴う更新を精査したことで本庄配水池から基幹管路であるループ管への配水管の

複線化事業など新たな耐震対策工事などで約70億円、管路の更新工事で約120億円など、新規事業や老朽化施設の更新需要の増加に加え人件費及び物価上昇の影響による工事費の増大により、令和8年からの20年間で比較しますと改定前の財政シミュレーションでは約230億円でしたが、約200億円増加し約430億円となっております。

また、運営費として本市の水道使用量の約65%を占める愛知県企業庁による県水の受水費が1立方メートル当たり令和6年10月に2円、令和8年4月には4円、合わせて6円の値上げによって20年間で約15億円増加し、さらに昨今の状況を考慮し、人件費や物価の上昇分を内閣府が作成した上昇率で見込むことにしておらず費用が増加しております。

これらが主な要因となり、料金改定率が大幅増となったものであります。

○11番（安江美代子）

水道の事業者としては、収入は本当に独立採算制ということを考えると水道料金しかないということも分かりました。今の答弁で、今回の財政シミュレーションによると、今後20年間で人件費や物価高騰も含めると、整備費が200億円これまでより増えますよということでした。そして、県水の値上げによって15億円負担が増えるという答弁だったと思います。今より年間にすると約10億円余りが余分に必要だということになります。私はですね、これを全て水道料金に転嫁することは、どうしても無理があるのではないかというふうに思っています。独立採算だから無理があるというふうに思ってます。それで、総務部長の答弁からも、独立採算だから市としての財政支援については、現在考えていないという答弁でした。けれども、そこで市の財政支援についての質問をしたいと思います。

小牧市としては、現在、総務省から制度的に認められている一般会計の繰出金、繰り出し基準で計算をして100%を出しているのかどうか、これをまずお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（長尾正人）

繰出基準には地方公営企業法第17条の2において、地方公共団体が負担するものとすると定められた経費である、消火栓等に要する経費等、地方公営企業法第17条の3において、地方公共団体は補助をするとできるとされる経費である、児童手当に要する経費、災害応急対策等に要する経費等と、地方公営企業法第18条において、地方公共団体は出資をするとできるとされる経費である、出資に要する経費等があります。

地方公営企業法第17条の2及び同法第17条の3に係る経費については全額繰り出しをしており、地方公営企業法第18条に係る経費については一部を繰り出しをしており

ます。

以上であります。

○11番（安江美代子）

そうしますと、出資金に当たる部分だと思うんですけれども、これについては繰り出し基準の100%は出していないということになりますけれども、そうですか、もう一度答弁をお願いします。

○総務部長（長尾正人）

先ほど御答弁いたしましたとおり、第18条については一部を繰り出しをしております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

一部を繰り出しているということで全額100%ではないということが分かりました。

それでですね、この繰出基準100%出していないという自治体が全国的にも多いというふうなことを聞いていましたので、小牧市は、どうなのかなと思って質問をさせていただきました。

それで、これまでですね、水道事業も内部留保資金が非常にあったわけですよね。なので、この事業も水道料金を上げずにやれてきたというのが実態かと思いますけれども、ここにきてですね、改訂版を読んでみると、令和15年にはこの内部留保資金も枯渇してしまうというふうに書いてありました。まずですね、市としてやっていただきたいことは、この出資金に当たる繰出金、これ100%出していただきたいと思いますけれども、答弁を求めたいと思います。

部長答えられなかつたら市長にお願いします。

○総務部長（長尾正人）

先ほどのお尋ねの件ですが、出資に要する経費につきましては、地方公営企業法第18条において地方公共団体は出資をするとできるとされておりままでの、そのような形の繰り出しをさせていただくものと考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

市の財政も非常に厳しいというお話も重々分かっておりますけれども、水道事業もですね、この水というのはもうなくてはならない事業ですよね。国民のライフラインとして本当に生存権、生活圏に関わることだと言えると思うんですよ。私は何もこの赤字分全部ね、市で補填しろというふうには言ってないんですけども、一番私は何よりも国の財政責任これが一番大きく問われているというふうに思っていますけれど

も、ですけれども今回の質問で分かったように、市の財政支援も必要だというふうに私は思っております。出資金として100%まだ出していないということでしたらね、最低限度でも100%、これは出していただきたいということを強く求めていきたいと思います。

それから最後に、これは市長に答えていただきたいなというふうに思っていますけれども、今、全国でこの問題っていうのは大きな課題となっています。水道管は更新しなくてはいけないし、その負担は水道料金だけに負担させるのではなく、公的な財政支援が必要だというふうな議論を、これ全国的にも起きているんです。それで水道管の整備費が一番大きい費用なので、先ほども答弁ありました、200億円増えるよということでした。これをどのように分担するのかっていうことが問題なんですが、一番は私、国庫補助金だと思っています。そして県の補助金、そして市の財政支援もして、それでも足りない。そういうふうになったときに、初めて市民負担となる水道料金への負担をどうするかという、こういう考え方にしてほしいんですよ。このことが水道事業の公的責任を果たすということではないかというふうに私は思っておりますけれども、最後に、市長に見解を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

○市長（山下史守朗）

水道事業の財政状況についてお尋ねをいただきました。

水道事業につきましては、昨年更新が完了いたしました横内浄水場や順次配水を開始しているループ管整備など安定的に市民の皆様に水道水を供給するための整備を実施しております。今後も管路を含めた老朽化施設の更新や、災害リスクの軽減を図る施設整備など着実に進めていく必要があるところであります。整備を継続していくためには、財政基盤の強化が不可欠であるというふうに考えております。

一方で、本市の水道料金についてであります。これ安江議員からも触れていただきましたように、大変ですね、これまで県下でも非常に安い水道料金で推移をしてきたのが事実でございます。平成8年の改正以来、29年間、料金を据え置いてきたということでありまして、他の自治体などが水道料金の改定、値上げなども行う中で、本市、ずっと据え置いてまいりました。令和7年4月1日現在においては、月に24立方メートルを使用する一般的な家庭で比較をいたしますと、愛知県下38市のうちで安いほうから3番目という状況でございます。ちなみに下水道が一番安いわけですが、上下水ともに、市民負担は県下最低水準で維持をさしてきたというのも事実でございまして、安江議員からも御評価をいただいたわけでありますが、一方で昨今、この将来を見据えた水道施設整備の在り方など、これは全国的な議論があるところであります。

りまして、人口減少が進む中で、市街地形成の在り方や市民負担の在り方など、広範な議論が必要なところでございます。そうした中で、審議会等を含めて様々な専門家の御意見もいただきながら議論をしてきたわけであります。そうした中で、非常に厳しい状況の中で今値上げを含めた検討をせざるを得ない状況となっております。世界的な物価高やエネルギー、人件費の高騰、増大する老朽化施設の更新需要といったことが挙げられるわけでありますけれども、水道事業ビジョン経営戦略で財政シミュレーションを行った結果、ただいま部長からも答弁をいたしましたが、現在の料金を維持したままでは、事業運営が困難な状況となると、料金改定を検討することが不可欠というような状況になってきているというふうに認識をしているところでございます。料金改定をすれば市民負担が増えるということでありまして、なかなか心苦しいところではございますが、水道事業公営企業ということで独立採算原則という国全体の考え方も踏まえた上で、事業の運営をこれからも持続可能な形で町としても担保していくためには、水道料金収入で御負担をいただいていく必要があるというふうに思っております。

先ほどですね、市の負担金についても御指摘がございましたが、全額これを入れるもの全て入れたとしても、なお、これ焼け石に水というようなことは変わらないところでありまして、折しもですね愛知県の水道料金の値上げをされるという判断をいたしました。物価高の中で、実は私たち市長会としてもですね、県には御意見を申し上げた部分もございますが、そういう決断をせざるを得ないという説明がありました。そういったタイミングでありますので、市としても議論をしっかりと進めながらこういった判断に今至っているところでございます。

今まで安く済んできた中で、これからもできる限り市が財政負担をしながら安くしていくということも、議員の希望も分からぬわけではないんですが、現実はですね、それは焼け石に水の中で、市の本体のほうも今非常に財政厳しい折に、この全ていわゆる本体のほうで、水道も福祉も病院も全て負担をして、最後の最後に値上げということじゃなくて、やっぱりそれぞれ全体の計画の中で受益と負担の関係もある程度明確にしながら計画的にやっていくということが破綻を防ぐ、やはりこれは必要な計画的な進め方だというふうに思っておりますので、水道については、今こうした中で議論してまいりました。私、これ私見でありますけどね、医療費とか介護保険とか値上げ続いていることは非常に困難な状況でございます。ただ、これを遅らせれば遅らせるほど、後の世代に負担のしわ寄せがいく。だから、そういう意味では、現役世代から将来世代まで公平性を考えたときには、これ、その抑える値上げをせずに行く間に改善が進んで、将来値上げをしなくてもいい形を見せれるんであればですね、私は

値上げを先送りして、その間に改善改革を進めるということも一つだと思いますが、残念ながら今の国全体の状況では、そうしたことは全く見通しが立たない状況でありますから、そういう意味ではですね、私は早期にですね、これは値上げできることは値上げをしながら、現役世代を含めて将来にわたる世代の負担の公平化を図っていくという考え方も、やはりこれは必要ではないかと思いますので、大変心苦しいところではございますが、国全体を見据えても、あらゆる分野において、そうしたもう少し広い立場に立った公平性の考え方の中で、いかにこれを乗り越えていくのか、全体の、全国民といいますか、小牧で言えば全市民的な議論という中で進めていくしかないんではないかなというふうに思うところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○11番（安江美代子）

市長から答弁いただきましたけれども、私やっぱり水っていうのは私もそうですけど、生きていく上で、もうこれはもう本当になくてはならないものであります。ほかのものとは比べられないことだというふうに思っております。ですから、最終的には値上げをせざるを得ないというふうな状況になるかもしれませんけれども、その前に、公的責任として果たすことがあるでしょうということを私は一番申し上げたい。それは国にあるし、県もあるし、市もあるという認識をまず持っていただき、そして、出資繰り出し基準100%にまだなっていない小牧市としての繰出金もですね、これはもう最低限100%は出していただきたいというふうに思っています。それが小牧市としての公的責任を果たすということではないかというふうに思います。

それで最後にですが、この改訂版のパブリックコメントも12月16日から来年1月14日まで意見募集をしておりますので、この水の問題っていうのは本当に全ての人に係る問題です。先ほども小牧市は随分安い水道料金だからと言われましたけれども、私たちにとっては69%の値上げなんてとんでもないと思っております。水は生きていくのに一番大事なですから、その辺を考慮していただきまして、市民の皆さんにもたくさん意見を出していただきたいなというふうに思います。これをお願いいたしますとして1回目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

質問項目2、高齢者の移動支援について。

（1）高齢者タクシー料金助成事業について、令和4年10月からこの制度が始まり、今年で4年目を迎えます。要介護1以上の方が対象者になっており、利用者は令和5年419人、令和6年453人と増えています。しかし、予算は令和5年11,951万円、令和6年852万8,000円、令和7年399万6,000円と年々減額になっています。どういうことなのでしょうか。予算があるのなら、対象者を増やして、この制度を充実させていく

のが本来あるべき姿ではないでしょうか。私ども日本共産党小牧市議団は何度も何度もこの対象者の見直しを求めてきましたが、実現に至っておりません。高齢化はますます深刻な状況になってきており、これまでこまくるに乗っていたけれども、もうステップに上がることができなくなつた。バス停まで歩くことができなくなつた。行きは乗れても帰りに荷物を持っては歩けない。などなどの市民の方々から声をお聞きを増えてまいりました。こまくるは65歳以上無料で乗れるので、皆さんで利用したいと思ってみえるんです。しかし、利用が困難になってきたのも事実のようです。

そこでお尋ねいたします。令和7年第1回定例会で日本共産党小牧市議団の代表質問でも、タクシー券の対象者の見直しを求めましたが、答弁は運転手不足によるタクシー供給量が不足していることから、タクシー券助成事業以外の手法を考えているということでした。どのような手法を考えているのかお尋ねいたします。

イ、住民主体の移動支援がなかなか広がらない中、移動支援を必要としている人は増えています。他の自治体では、介護認定者はもちろんですが、80歳、85歳以上や非課税世帯の人にもタクシー券を助成しています。小牧市の場合は、対象者を広げる予定はないということですが、年齢でもタクシー券の配布はしない、そういうことです。私は現在対象になつてない要支援1、2の人の要望が非常に多いように感じています。タクシーを利用するのか、住民主体の移動支援を使うのか、利用者の選択肢を今増やすことが必要ではないかというふうに思っています。ぜひとも要支援1から対象者を広げるべきだと考えます。見解をお尋ねいたします。1回目の質問とします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

質問項目の2、高齢者の移動支援について、（1）高齢者タクシー料金助成事業について、ア、タクシー券助成以外の手法についてのお尋ねであります。

今後の超高齢社会に対応していくためには、行政サービスだけでは限界があることから、高齢者に関する生活課題については、地域住民の互助に基づく助け合いの中で課題を解決していく仕組みづくりも必要であると考えております。

高齢者の移動支援についても基本的には、「住民主体の移動支援」を充実させていきたいと考えているところであります。

このため、本年度は、昨年度に引き続き、住民主体の移動支援を紹介するセミナーを11月16日に開催したところです。

また、地域協議会の代表、区長、民生委員・児童委員、地域福祉活動に関わる団体、

医療や介護の関係者などにお声かけをし、「住み慣れた地域で安心して暮らすための生活支援や移動支援について～先進事例に学び、自分の地域でできることを考えよう～」をテーマとして「ふくし座談会」開催するなど住民主体の移動支援の機運の醸成を図る取組を実施しているところであります。

また、市内では、住民同士による高齢者サロンへの送迎や高齢者サロンの活動として自家用車に乗り合わせてスーパーへ買物に行く取組、あるいは、企業が地域貢献活動の一環として行う社員用バスでの高齢者サロンへの送迎、デイサービスの送迎車を活用したスーパーへの買物支援などの取組がはじまっており、徐々にではありますが、移動支援に関する取組が広がってきてていると認識しているところです。

さらには、買物支援として移動販売も始めており、市としては、こうした取組を増やしていくことで、高齢者の移動支援につなげてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、イ、住民主体の移動支援がなかなか広まらない中、支援の対象者を要支援1からとし、広げるよう見直すべきではないかとのお尋ねであります。

高齢者タクシー料金助成事業の利用対象者につきましては、令和7年第1回定例会において、日本共産党小牧市議団の代表質問で安江議員にお答えしたとおり、バス停まで歩くことが困難な方と考えており要介護1以上の方としております。

高齢者タクシー料金助成事業の対象者を要支援1からとするという御質問でありますが、介護保険サービスに位置づけた住民主体の移動支援は、要支援の方だけでなく、基本チェックリストで生活機能の低下が見られる事業対象者も御利用いただくことができますので、こうした意味でも、住民主体の移動支援を充実していく必要があると考えているところです。

また、継続性ということを含め、広く高齢者にタクシー料金を助成し続けていくことには限界があると考えますので、現時点では高齢者タクシー料金助成事業の利用対象者を広げることは考えておりません。

以上であります。

○11番（安江美代子）

今の答弁いただきまして、市としては、住民主体の移動支援を広げていきたいということはよく分かりました。

実際ですね、小牧で活動している団体さんのお話も私も何度も伺いました。この中では令和元年からこの活動を始められており、令和6年度と比べると約8倍の方の利用となっている。これぐらい広がっているし、やっぱり必要としている人がいるということだと思うんですね。この福祉有償輸送というのは、中身も聞いておりますけれ

ども、非常に丁寧な対応で利用者は安心して利用できるし、しかもタクシーの約半額の負担ができるところが非常に魅力だというふうに思っております。しかし、これがなかなか広まらないのが現実なんです、実態なんです。そのはざまで困ってみえる方が現に非常に苦労をしてみえる、困ってみえると、こういう訴えなんですよ、今日の私の質問は。住民主体の移動支援の方も、本当に運転手さんが見つからずにすごく苦労してみえます。もう要は熱意なんだと、ボランティア精神でこの熱意を持った人しかこの事業はできないんだというふうにすごい力説をしてみえましたけども、それももちろんそうです。そういった方を探してそういう人が1人でも増えるということは大事なことだと思いますけども、行政でできることはまだあるのではないかというふうに私は思っているんです。せっかく、タクシー券の助成事業これをつくっていただきました、これを高く評価しております。しかし、対象者を広げることも選択肢の一つとして考えるべきではないんじゃないですか。タクシーは確かにワンメーター無料で700円、ワンメーター無料だけだから、市民病院に行くにもプラスアルファ現金はかかります。それでもやっぱり使いたい方はみえるんです。

令和4年の10月からやってみて、対象者どうして見直さないんだっていう、何度も何度も私質問しましたけども、対象者のその検討もしていないという、これって何なんですかね。私、実際やってみて、少しでも広げてみて、やってみて全く機能しないというんだったら私納得できるんですけども、これ対象者を増やすこともせずに、タクシー券の対象者を広げないということは、政策としてもおかしいんじゃないかなというふうに思ってるんです。もう一度答弁求めます。

○福祉部長（江口幸全）

安江議員から御質問のとおり、要支援1の方の中にも地理的要件などによりまして外出にお困りの方がおられているということは認識しているところでございます。そうした中、高齢者タクシー料金助成事業につきましては、歩ける方には歩いていただくという健康づくりや介護予防の観点から、介護ニーズが顕在化している要介護の方を対象としていること。また財源的な制約やタクシー供給不足の観点などから要介護1以上の方を対象としているところであります。

また先ほど答弁させていただいたとおり、住民主体の移動支援についても、徐々にではありますが取組は広がってきておりまして、こうした取組が今後の超高齢社会に対応していくためには重要と考えておりますので、住民主体の移動支援に対する支援や仕組みづくりに努めているところであります。

御質問の中で、対象一回も広げもせずにというところでちょっと御質問をいただいてきたところですが、一度利用対象者を広げてからという視点で申し上げます

と、福祉政策全般に言えることではありますが、一度対象拡大してその後対象を縮小するというような動きを取るということに関しては例えば、公平性や信頼性などの観点から極めて困難なことであるというふうに考えております。このため、現時点では利用対象者を拡大する考えはありません。

以上でございます。

○11番（安江美代子）

一回ね広げちゃったら、後から引っ込みがつかないよっていう話だったかなと思うんですけど。いや私はですね、せっかくある制度を充実をしていくっていうことが行政の役割だと思うんです。ここにね、努力をされてないっていうふうに思います。

例えば、要支援1からの人を対象にすることや対象者全員に一律に配布する方法ではなくて、例えば申請による方法にすればとかいろいろあると思うんですよ。こういうふうにすれば経費が膨らむことはないというふうに思っています。1回目にも申しましたけれども、どんどんタクシー料金の助成制度の補助金減ってるんですよね。もう予算書を見るたびにショックを受けること。だから、その経費をどんと付けてほしいですけれども、やはりこの経費の中でできることはあるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、そういうことは検討もしないんですか、答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

議員が言われるようにいろいろな手法があるかなと思うところですが、まず、小牧市の場合まずですね巡回バスを充実させてきておりまして、高齢者の運賃も一律に無料としているところあります。その上で、これまで要介護3以上の方を対象とする支援しかなかった外出支援について、新たに高齢者タクシー料金助成事業を令和4年10月から開始しまして、要介護2要介護1の方まで対象を広げまして、また福祉有償運送を介護保険サービスに位置づけた住民主体の移動支援により要支援の方などにも御利用いただけるように広げてきたところでございます。

また、御質問の中であった申請制にしてはという点につきましてはですね、実際そうした声もお聞きしておりますので、検討事項ではあると感じているところでありますが、申請制にした場合に申請の手間をおかけすることや、申請に伴う事務も生じます。また新たに対象となった方で制度を知らなかつたため利用できなかつたという方や、申請をためらうことなどにより、本当に支援が必要な方に支援が届かないことなども考えられることから、現在は市が対象者を抽出し、対象者全員にお届けしているものであります。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

一般質問を続行いたします。安江議員。

○11番（安江美代子）

いろいろ検討していただきたいというふうに思います。それには予算が伴います。それでちょっと戻りますけど、申請制度どうかっていうふうに私提案したんですけども、例えば、他市では一回申請すれば次年度からはタクシー券を配布されるというようなシステムでやっておられますし、申請の手間は確かにかかりますけれども、例えば要支援1、2の方でしたら、地域包括支援センターの方がちゃんと把握をしてみえるので、他の書類のやり取りもやってみえるっていうこともあって、地域包括支援センターさん辺りに依頼することもできるのではないかということも付け加えておきます。

それで最後に、これ市長に答弁をぜひいただきたいなと思うんですけども、福祉分野、水の問題もそうでしたけれども、本当に年を重ねるということは、なかなか体力がどんどん減っていくという。以前はバスに乗れてもバスに乗れなくなってきたとか、いろいろ故障が起きてくるんですね。私よく分かります。それで、財政が厳しい厳しいと言われているんですけども、やっぱりね、高齢化社会で高齢者の方々が、やっぱり生活していく上で欠かすことのできない福祉予算については削らないでいただきたい。そういうふうに強く求めておきたいと思うんですけども、これは最後に市長に答弁を求めたいと思います。お願ひします。

○市長（山下史守朗）

高齢者のタクシー助成について、安江議員からはこれまで何度も何度も御質問、また御要望いただいているわけであります。年を取られる中で、やはり移動がきついというようなお声というのは私も承知をいたしております。特に買物で重い荷物を持ってバス停から家まで歩くというのもなかなか困難だと。特に晴れの日ばかりじゃありませんので、雨の日もありますし、大変だということはよくお声をお聞きしながら、理解をするところでございます。こうした高齢化の社会の中で、やはり車移動が主体のこの地域でありますけれども、車に乗れない方もおみえになる中で、やはり市民の足の確保は重要だという認識を私自身持ちらながら、これまで巡回バスの充実などこれ御承知のとおり全国でも例のないような充実だというふうに自負をいたしておりますけれども、そこにはしっかりと予算を投じてまいりました。これは市の単独の予算でありまして、私はかねてからこの巡回バス事業というのは福祉だという思いでやってるんだということを申し上げてまいりましたので、まさに福祉の予算は市独自でかなり住民の足の確保という面において、かなり投じているという認識であります。福祉全般という御質問でありますけれども、むしろですね、福祉の予算というのは年々増加

をしている、増加の一途をたどっているのが現状でありまして、削るというようなそんな状況では全くないわけでありまして、この膨らみ続ける福祉の予算をいかに確保していくのかということに、まさに悩んでいるのが実態でございますので、いろんな声あって全て100%それにお応えするということができていないのが現実でありまして、そういう御要請について、困難を抱えておられる皆さん方には大変その実情は受け止めるとこであります、全て、それは行政が対応するというのは困難でありますので、住民の皆様方のお力もお借りしながら、皆さんで支え合うようなそんな元気と支えの循環のまちだということをずっと私申し上げておりますが、そうした地域を皆さんと共につくっていけるように努力をしていきたいと思いますので、このタクシーについては、部長が一生懸命答弁したとおりでありますので、現状ではお答えすることできませんけれども、全体としては安心して暮らせるそうした高齢社会の実現に向けて努力をしているところであります、これからもしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○11番（安江美代子）

高齢化社会で、本当にこの福祉予算というのは生きていく上で、もう欠かすことのできない予算ですので、ぜひ削らないでプラスアルファしていただく、これぐらいの気概を持って今後もよろしくお願いをいたします。

全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

（午後0時08分　休憩）

（午後1時10分　再開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、猪飼建治議員。

○3番（猪飼建治）

議長の許可をいただきましたので一般質問に入らせていただきます。

質問項目1、篠岡地区における学校再編について、一括して質問をいたします。

9月議会で私はですね、主にスクールバスの運行について質問をいたしましたが、大上議員からも学校再編についての質問がありました。それを踏まえてのお話になり

ますけれど、9月議会での私の一般質問後に、21日に住民説明会が開かれ、また10月の11日に第4回篠岡地区の学校を考える会が開かれ、さらに11月の10日から本日にかけまして、パブリックコメントが実施されているところであります。以上のように9月議会から新たな進展がありましたので、改めて学校再編計画、統廃合問題について質問をいたします。

そこでまず、（1）篠岡地区の学校再編に関する意見書についてお聞きをします。第3回篠岡地区の学校を考える会を受けて、8月18日だと思いますけれども、陶地区の「陶小学校保護者の話し合う会」から、大まかな一致点でいいますと、現在の案では、令和9年度の統廃合は早過ぎるのではないかという内容の意見書が出されたというふうに聞いております。そこで、陶地区の陶小学校保護者の話し合う会からは、どのような内容の意見書が出されたのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

次に、（2）として、住民説明会において出された学校再編に関する疑問・意見・要望についてお聞きをいたします。

9月21日の住民説明会では、例えばですが、陶小学校はこれまでも1学年1学級という小規模でやってきている。統廃合を言うなら納得いく説明が欲しいなど、学校再編・統廃合そのものへの疑問・意見をはじめとして様々な疑問・意見・要望が出されたわけあります。

そこでまずアとして、出された疑問・意見等の主な内容についてお聞きをいたします。

次に、イとして、その出された意見・要望等に対して、学校再編案の修正も含めていますが、どのように対応をされたのかお聞きをいたします。

次に、（3）学校再編案に関する住民合意の形成についてです。

まず、アです。学校再編・統廃合に当たっては、教職員・学校関係者・保護者・児童生徒はもちろんですが、地域住民との合意の形成が必要であると私は考えております。昨年の6月ちょっと前ですけれども、一般質問で質問しましたけど、そのとき、学校の適正規模・適正配置に関する手引きにおいては、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではないことは言うまでもありません。そして、各市町村においては、学校が持つ多様な機能にも留意をして、地域住民の十分な理解と協力を得るなど地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれますとわざわざ手引きに書いてあるというふうに言いました。そのときの中川教育長の答弁でも、地域の方の声をよく聞いて、課題を地域と共有して、会議体もつくって、丁寧にお話、意見交換をして再編案をつくっていくとそのように地域住民との合意も言ってきたわけであります。

そこで改めて3のアのとして、住民との合意形成についての認識をお伺いをいたします。

次に3のイについてです。この9月21日の住民説明会について少し補足をしておきたいと思います。この説明会は篠岡地区の住民を直接の対象として開かれた説明会としては唯一、ただ1回だけのものであり、それ以外の説明会は前にも後にも一回も開かれていませんということです。そして私の知っている範囲ですけれど、そこで出された意見のほとんど全てが、疑問とか批判的な意見・要望であったと私は認識をしております。以上の状況からして私としては、現在の段階でも地域住民への周知及び地域住民の方々との合意は十分にはできていないというふうに考えております。

そこで、(3)のイとして、住民説明会を終えた現時点、今の時点で、学校再編案に関する住民合意はできていると考えているのかどうか、否か、見解をお聞きいたします。

次に、(3)のウです。再編案への意見要望に関する今後の聞き取りや協議予定については、どのようにあるかお聞きをいたします。

そして(4)今後のスケジュールについてです。日本共産党小牧市議団としては、今お話をしましたそういう状況を受けて、11月7日に山下市長と中川教育長に対して、3点にわたる要望書を提出をいたしました。現段階では、まだ地域住民との合意はできていないという認識からの3点の要望であります。そのうちの1点目は、教職員や保護者、児童生徒だけでなく、地域住民の声もしっかりと聞き、拙速な学校再編は行わないという、そういう考え方沿って、2007年、再来年4月に予定されている篠岡地区の第1期学校再編時期などについては白紙に戻すことを要望いたしました。

そこで、(4)として2026年2月に予定されている篠岡地区学校再編案の最終策定の時期です。と2027年4月に予定されている篠岡地区の第1期学校再編案の時期については白紙に戻すべきと考えますが、この点についての見解を伺いいたします。

次に、(5)として小中一貫校問題と、しのおか学園構想についてお聞きをいたします。

小中一貫教育につきましては、本年6月の第2回定例会で余語議員への答弁で中川教育長は次のようにおっしゃっています。義務教育9年間の連続した学びの充実や、小学校から中学校に進学する際に、新しい環境での学習生活に適応できない。いわゆる中1ギャップの解消につながるものであり、本市にとってより最適な小中一貫教育について検討した上で、導入できる学校については順次導入していくないと、このように答弁をされております。ここではですね中1ギャップの解消というようなメリットについては言われているわけですけれども、デメリットについては一言も言及がご

ざいませんでした。そこで改めて、小中一貫校のメリット、デメリットについてどのように考えているか、お伺いをいたします。

以上、質問項目1についての1回目の質問です。お答えはよろしくお願ひいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○教育部長（矢本博士）

それでは質問項目1、篠岡地区における学校再編について、（1）学校再編に関する意見書について、陶小学校保護者の話し合う会から提出された篠岡地区の学校再編に関する意見書の内容についてのお尋ねであります。

陶小学校区の有志の保護者による「陶小学校保護者の話し合う会」からは、篠岡地区的学校再編案に対し、独自に意見交換を行った際に出た意見を、意見書という形で令和7年8月18日に御提出いただきました。

提出された御意見といたしましては、学校再編への疑問や期待、要望など様々でありましたが、特に再編時期について令和9年度は早過ぎるのではないかという意見やスクールバスの運行など通学に関する意見が多かったものと認識をしております。

続きまして、（2）住民説明会において出された、学校再編案に関する疑問・意見・要望について、アとして、その主な内容についてであります。

令和7年9月21日に東部市民センターで開催いたしました住民説明会には、68名の方に御参加いただき、様々な御意見や御質問をいただいたところであります。

多かった意見といたしましては、まず、スクールバスに関し、運行エリアの境界付近に住んでいる児童が、バスに乗れる子と乗れない子に分かれてしまうことに対する配慮や、バス停の位置を多くしてほしい、バスに添乗員を乗車させてほしいといった要望などがありました。

また、「学校再編時期について、令和9年度は早過ぎるのではないか」という意見や「陶小学校は昔から学年1クラスであり再編の必要性を感じない」という意見もいただきました。

その他にも、学校再編計画について周知不足を指摘する意見や学校名について「しのおか」をつけることに対して再考を求める意見などをいただきました。

以上になります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、イ、疑問・要望等に対して、学校再編案の修正を含めてどのように対応したかということについてでございます。

まず、スクールバスに関しましては、住民説明会においてお聞きいたしました御意見等を踏まえて、児童の安全な通学のため、バス停の位置やバス停までのルートなどについて、市教育委員会としての案を作成し、各学校にて登録されている通学路パトロールボランティアとの意見交換会を実施するなど、より具体的な検討を進めているところであります。また、添乗員の乗車につきましても、他の市町の状況を確認するなど、調査・研究を進めているところであります。

周知につきましては、これまで広報こまきや市ホームページ、各種SNSなどを通じて情報発信しておりましたが、さらに保護者に対して学校再編の現状や進捗状況について情報共有を目的とした「学校再編だより」を、保護者用連絡アプリを通じて送付することといたしました。

学校名につきましては、第4回の篠岡地区の学校を考える会におきまして、市の案をお示ししたものの、多くの方から学校名に関する様々な御意見をいただきました。そのため、児童生徒をはじめ、地域の方々により愛着を持ってもらえるよう、改めて、校名の候補を複数案お示しした上で、アンケート調査を参考に学校名を決定していくことといたしました。

学校の再編時期につきましては、これまで申し上げてきたとおり篠岡地区における児童生徒数の減少は顕著であり、子どもたち同士の関わりを大切にする「学び合う学び」の授業実践をはじめ、仲間と共に協働し、充実した学校生活を送る学校環境が後退していくものと考えています。

学校再編を後回しにすればするだけ、その間、子どもたちの教育環境には影響があると考えており、今後、この問題が学校教育の場でさらに表面化していく前に、可能な限り早期に再編を行うため、令和9年度を目標としたことに引き続き御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、（3）学校再編案に対する住民合意の形成についてのア地域住民との合意形成が必要と考えるかとのお尋ねでございます。

学校は地域コミュニティにとっても重要な施設であることから、学校再編の検討を進めるに当たっては、地域住民との合意形成が重要なことであるとの認識は、学校再編の検討を始めた当初から変わっておりません。

そのため、「篠岡地区の学校を考える会」におきましても、地域住民の代表の方にも委員として参加していただいておりますし、地元区長会に対しましても、これまでに複数回、学校再編の検討状況などを丁寧に説明させていただいておるところであります。

次に、イ、現時点で学校再編案に関する住民合意はできていると考えるかについて

でございます。

これまで、「学校を考える会」や「保護者等との意見交換会」などを通して本市の学校を取り巻く現状と課題について丁寧に説明を行い、児童生徒数の減少が特に顕著である篠岡地区においては、子どもたちのよりよい教育環境を目指していく上で、学校再編は避けては通れない状況にあることについては、多くの皆様に御理解をいただいているものと考えております。

その上で、具体的な再編時期やスクールバスの運行、子どもたちの心のケアなどに關し、御心配の意見をいただいているものと認識しております。

特に、こうした御心配の意見は、本市では初めてとなる学校再編という今まで経験したことのない状況の中で、子どもの教育環境への変化に対して、市や学校がしっかりと対応できるか、または子どもや保護者が問題なく対応できるかどうかといった不安から来ているところが大きいのではないかと考えております。

そのため、市教育委員会といたしましては、令和9年度の学校再編に向けて、万全の体制が整うよう、スクールバスの運行などに関する検討のほかにも、学校と連携しながら、学校再編後の学校運営の方針や学用品の取扱いなど様々なルールなどについても整理を進めているところでございます。

また、こうした情報につきましては、決定し次第、できるだけ速やかに保護者をはじめ地域の皆様にもお知らせし、そうした不安の解消に努めていきたいと考えております。

○教育部長（矢本博士）

続きましてウとして、学校再編案への意見や要望に関する今後の聞き取りや協議予定についてであります。

篠岡地区の学校再編計画の案につきましては、広く市民の意見をお聞きするために、11月10日から本日12月9日までの期間でパブリックコメントを実施しているところであります。

今後は、パブリックコメントで提出されました意見等に対して、市としての意見を付して公表をしていくとともに、計画の修正が必要な箇所につきましては修正を行っていく予定をしております。

また、来年2月には、第5回の篠岡地区の学校を考える会の開催を予定しており、今回のパブリックコメントの結果等を踏まえ、改めて御意見をいただきながら学校再編計画をまとめたいと考えております。

加えまして、学校再編計画の内容につきましては、引き続き、様々な媒体を通して周知に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○教育長（中川宣芳）

次に、（4）今後のスケジュールについて、篠岡地区学校再編案の最終策定時期と篠岡地区の第1期学校再編時期について白紙に戻すべきと考えるがということに対してのお尋ねでございます。

これまで繰り返しお答えをしてきたとおり、子どもたちが多様な考え方につれて社会性を養いながら成長していくためには、一定の学校規模に近づけていくことが必要であると考えております。

そうした中、篠岡地区の今後の児童生徒数の推計としましては、現在、篠岡地区に在住している0歳から5歳までの人数が把握できますので、今後6年間の児童生徒数はかなり精度の高い推計が可能であります。

その推計に基づきます児童生徒数の減少の状況を鑑みると、学校再編に猶予はなく、可能な限り早く再編を行う必要があり、最短で実施が可能な令和9年度とさせていただいたものであります。

次に（5）小中一貫校問題と篠岡学園構想について、それぞれの小中一貫校のメリット・デメリットについてであります。

小中一貫教育は、小学校と中学校が同じ教育目標の下、目指す子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき教育活動を行うものであり、平成28年の改正学校教育法の施行に伴い、全国的に導入が進められてきたものであり、特に学校再編を契機に導入することとした自治体の事例が多くあります。

そのメリットとしては、義務教育9年間の系統性・連続性を意識した教育活動を行うことができるこことや、小学校から中学校への進学に際し、子どもたちが新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の緩和が期待できること、子どもの個性に応じた細かな支援が継続的に可能になるなどがあります。

一方、デメリットとしては、小学校と中学校の節目がなくなり、進学する新鮮さが減少することや、小学校高学年のリーダーシップや自主性の育成が阻害されること、小中合同事業の運営など、教員の事務量が増大する可能性があるといったことなどが指摘されているところであります。

小中一貫教育については、このようなメリット・デメリットがありますが、市教育委員会といたしましては、義務教育9年間の教育課程において連続性を持たせることは非常に重要であると考えており、小中一貫教育の導入の検討を進めることとしています。

そうした中、篠岡地区の第1期の学校再編におきましては、小学校と中学校の校舎が隣接をし、校区も同じとなり、小中一貫教育を導入しやすい環境が整いますので、まずは、小中一貫教育のよさを取り入れた小中連携教育の取組を進めていくことから始めたいと考えています。

そして、第1期再編の学校運営を進める中で、小中連携教育から小中一貫教育への移行について、学校現場や保護者等の意見を十分に尊重しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（猪飼建治）

質問項目1について通してお答えをいただきました。

それでですが先ほど私の1回目の質問で、2027年4月と言うべきところを2007年4月というふうに申し上げたところがあったということで、おわびして訂正をいたします。よろしくお願いします。

では、まず（1）陶小学校保護者の話し合う会から出た意見書についてですけども、もちろん様々な御意見・要望があったわけですが、やっぱりまとめると、陶地区の保護者や住民の皆さん的一致点、一致したところは何かと言ったら、再来年の統廃合は早過ぎるから見直してほしいと、そういうことだということですね、理解をいたしました。

それから（2）のアですけれども、住民説明会の意見・要望等の内容です。少し長くなりますが私が把握しているところをちょっと言いますと、例えば、陶小学校はこれまで先ほど出てましたけど、学年1学級という小規模でやってきてている。統廃合言うならば、納得のいく説明が欲しい。最終的に1小学校、1中学校では桃花台に新しい人が来なくなるのではないか。近くに学校があって通えるということがメリットなのではないか。通学距離について、小学校5校が1校になったら今以上にひどくなる、子どものことを考えてほしいといったようなまず学校再編・統廃合そのものへの疑問や意見がありました。ほかにはですね、第1期再編を令和9年4月実施というのは、早急過ぎないか、期限を切るより話しのほうが大事だと考えるなど、学校再編の時期に関する要望意見であります。陶小学校の意見と同じですね。それから中1ギャップというのは大きな問題ではないのではないか。小中一貫校にメリットがあるのか分からないといった学校再編の内容に関する意見や疑問もありました。

さらに地区ごとに協議体が必要だと考える。陶地区だけではなく各地区ごとの協議体で話をしていく必要があるなど、学校再編案の決定の過程についての御意見もありました。

そして最後にですが、熱中症のことを考えても通学距離は2キロどころか1キロでも大変だとか。スクールバス運行は通学距離だけで決めてはいけないと。地区ごとに話し合える場を設けてほしい。スクールバス運行の安全確保については、保護者などに頼ることは現状ではできないんじゃないかな。市の責任で添乗員が乗車する必要ではないかななど、通学や先ほどおっしゃられましたけど通学やスクールバスに関する御要望・意見様々ありました。そのように多種多様の意見がありました。

そこで再質問をいたします。ホームページに載っていたもののほかにはどんな意見や要望があったか把握しているところでお答えをお願いします。

○教育部次長（岩本 淳）

ホームページにつきましては、事務局の説明に対する御意見や御質問の要旨を掲載させていただきましたが、そのほかにも第2期の再編時期についても明確にしてほしいという御意見や、通学路やバス停を決める際は、地域ごとで検討する場を設けてほしいなどの御意見をいただきました。

○3番（猪飼建治）

やはり、統廃合に批判的な意見・要望が様々あったわけだというふうに理解をしています。やむを得ないと考えている方の中にも、要望もたくさんあったというふうに理解をしております。

続けてもう一点再質問をいたします。住民説明会で出された意見は先ほどお話しし、お答えもいただいたとおりですけれども、結局、教育委員会として市長さんもすくど、住民説明会の意見や要望等について、賛成の意見が多くたとを考えているのか、それとも反対意見、反対疑問意見が多かったと考えているのか、どういう認識をしているかお聞きをいたします。

○教育長（中川宣芳）

住民説明会につきましては、学校再編案を説明した上で、疑問や要望などをお聞きするために開催しております。そうした意見が多くなる傾向にあるものと私どもは考えております。いただいた意見につきましては、真摯に受け止め、できることについては対応を検討していきたいと考えております。

その上で、児童生徒数の減少に歯止めが利かない状況の中、子どもたちが多様な考え方触れ、社会性を養いながら成長していくためには、一定の学校規模を確保していくことが必要であり、学校再編につきましては、第一に子どもたちにとってよりよい教育環境を整備していく視点で、進めていく必要があると考える次第であります。

○3番（猪飼建治）

子どもにとってということはまた後でお話をします。規模についてもお話をします。

結局ですね、統廃合賛成なので、今のとおりどんどん進めてくださいというような賛同の意見とか、肯定的な意見は全く住民説明会で出なかつた。それがなんか当たり前のようにちょっとおっしゃられたんでね。それはちょっと心外ですけれども、そして、この反対や疑問の意見ばっかりだということなんですけれども、直接住民の声を聞いたのはこれが初めてで、それ1回だったわけですよね。それで済ましてはいけないと思います。やはり大事なのは地域住民の方のほうに顔を向けて真摯に向き合うということが一番大事じゃないかと私は思います。もし、地域住民の皆さんのが賛同や協力が得られないまま事を進めたら、それこそやはり今後について、大きな禍根を残し、大きな障害となってしまうんではないかと、そのように私は思います。

次に（2）のイについて、要望・疑問・意見等の対応についてです。残念なことはあるんですけど結局ですね、再来年の統合は早過ぎるから各地区ごとにちゃんと協議体をつくって話を聞いてほしとか、周知だけでなく、住民の意見を聞いて進める。住民に決めさせてほしいという、そのような要求については、残念ながら全く答えていないわけだと言わざるを得ないと思います。

バス添乗員についても今調べているところだという話ですけど、調べていると。話を聞くけれどもただ進めていくと、そういうふうな姿勢だというふうにやはり私としては感じられます。これでは駄目ではないかと思います。

次に、（3）のア、住民との合意形成についてどう考えるかということですが、大切だということはおっしゃられました、合意が。ずっと変わってないって言うんですけども、住民代表の方に委員としてね、考える会なんかに参加していただいているというようなお答えでした。しかしそれだけでいいんでしょうか、やはり本当に住民合意が大切だと思うなら、地域の住民の皆さんとの直接のやり取りが、地域住民の合意づくりには欠かせないと、そのようにお考えにならぬのでしょうか、私はそう思います。

そして、（3）のイ、現在の時点では住民合意ができると考えるかどうかについてです。結局ですね、ほぼ何も、今、批判・疑問・要望がほとんどだったということはお認めになつたって賛成とは言わなかつたのでと思いますけれど、対応は検討するというふうにはおっしゃられましたけど、結局、何もほぼ答えないままに合意ができるというふうにおっしゃっているわけだと思います。これはさすがに無理ではないかと私は思います。普通の感覚では、やはりとても認められないことではないかと。やはり住民の合意というのはまだできてないんじゃないかというふうに考えるのが、私は妥当だと思っております。

そこで、（3）のウについて今後の聞き取り予定についてあります。

パブリックコメントを実施しているということですけれども、パブリックコメントは、篠岡地区の再編に限って意見を聞くものではありません。もっと全体、小牧市全体のことでもありますし、それから具体的な要望に対する対応の場をつくるとかそういうことを言うような場でもありません。そこで再質問をいたします。

9月議会の大上議員への答弁では、今後の要望に関して保護者からの要望があるようでしたら、追加で御意見をお聞きすることも検討しますと、このようにお答えをされているわけですね。さきの質問答弁の趣旨からいって、これは、対象は保護者だけではなくてやはり地域住民も含めていると考えますけれども、住民説明会の後、何か地域住民に対してですよ。追加の住民説明会を開いてきたとか、地域での共同体を設けるとかの方策は取ったんでしょうか、もしくはこれから取る予定なのでしょうか、お聞きをいたします。

○教育部長（矢本博士）

9月21日に開催いたしました住民説明会以降の対応といたしましては、篠岡地区区長会や地域協議会代表者会に対しまして、改めて学校再編について御説明をさせていただきました。

また、陶小学校PTAから要望がありましたので、10月に陶小学校において意見交換会を開催いたしました。

学校再編につきましては、広く周知を図っていく必要があることから、広報やホームページだけではなく、「学校再編だより」の発行やSNSでの発信などを広報活動の拡充にも努めてきたところであります。

以上であります。

○3番（猪飼建治）

住民説明会の後の話ですけど、陶地区ではPTAの要望で意見交換会等を開いたということですけれど。しかしですよ、9月にその説明会9月21日以降、ほかの地区、陶だけじゃなくてほかの地区も含めて、直接に住民、地域住民との説明会とか開催、協議体を設置するとか、そういうことはやってないわけですよ、直接には。これはですね、やはり先に期限ありきで進めているからこういうふうになっているんじゃないのかと、思わざるを得ません。

次に、（4）今後のスケジュールについてです。

先ほどね、何回もおっしゃられるわけですよ一定の学校規模に近づけていくためには、再編・統廃合が必要だということですけれども、もう本当に学校の規模のことをまず言うならばね。地方自治体では、各学年単学級を標準としているようなね。要するに、小規模の学校を認めている自治体もあるわけですよ。今、文科省もそういうの

ね認める方針であるわけでしょう。ずっと私が言ってきたように、児童生徒数が減っている今だからこそ、規模の小さな学校も、どこまでならいいのか個別に検討する必要があるというふうに私は言ってきましたし、今もそう思っております。

そしてですね、合意に向けて努力をしてきたとか、こういうふうに再編・統廃合には意味があるんだというようなことを何回もおっしゃられましたけど、そうではなくて、何が問題かといったら、現時点では合意ができていないから時期は白紙に戻して、合意をつくり直してほしいと、そういうふうに言ってるわけです。

各小学校区単位でPTAや地域協議会も含めて協議体をつくって、協議をやり直してほしいと言っているわけです。そして事あるごとに先ほどから子どものためというふうに言うわけですけれども、統廃合で言えば、半径4キロ以上というような広大な学校区になれば、後で例を挙げますけど、通学が困難になる子どもが生まれる危険がますますある。そして子どもの学習環境を大きく変わるですから、不登校につながりかねないような危険もある。要するに、これはですね、学校統廃合自体が子どもの教育を受ける権利を奪うことにもつながりかねない、非常に危ういものだというふうに、私はそういう認識をしておりましますし、そういう認識を持つ必要があると思っております。

ですから、子どものためにも、学校再編・統廃合には慎重さが必要だとそういうふうに考えています。先に期限ありきで進めてはいけないというふうに思います。

最後にですが、（5）小中一貫校問題としのおか学園構想についてであります。

小中一貫校のデメリット等については、節目がなくなるとか、小学校高学年のリーダーシップの育成が困難になるというようなことは挙げられました。でも私はですね、この小中一貫校の一番のデメリットというのは、とにかく学校区、校区が広大になることだというふうに思っております。

仮にですよ、旧篠岡村、東部地域全体ですが、小学校が1校になったら、半径4キロ以上になるわけですから、当然通学が可能なのかという問題が出てきます。実際に、瀬戸市で小学校5校、小牧と似ていますよね、小学校5校、中学校2校を統廃合した小中一貫校「にじの丘学園」があるわけですけど、そこで、瀬戸子育て連絡会というところが通学についてアンケートをいたしました。するとですね、新入生のために比較できないという回答を除くと、通学時間は86%が長くなつたと、こういうふうに答えております。それから30分から45分まで通学がかかるというのが46%、45分から1時間が25%、1時間以上が2%でありました。合計で、約72%が30分以上通学にかかるという。これがまず小中一貫校瀬戸のにじの丘学園の実態であります。その結果どんな声が上がっているかというと、こういう悲惨な声がたくさん上がってるんですよ。

精神的にも肉体的にも限界があると子どもから聞いた。朝が早くなつたことで朝御飯をしつかり食べなくなつた。毎日の登下校を徒步で30分、急な上り坂、猛暑、大雨の日などはとても大変で、苦痛に思うことが多くて学校行きたくないということがある。朝通学するだけで疲れている。猛暑で余計に朝から行きたくないという。送迎を懇願される。毎日ヘトヘトで学校に着いたら授業にも集中できない。長い距離を歩くため、くたくたで汗びっしょりで帰ってきて、夜御飯も食べずに寝てしまう。朝早く5時間授業でも帰りが遅いので、帰ってからゆっくり休憩する時間もなく、宿題、明日の準備で子どもが大変。習い事の時間などに間に合わず習い事を辞めた。お迎えすることが増えたなどあります。まさにこれはやはり校区が広いことで、子どもの学ぶ権利が侵害されているんではないかと、子どもの立場から考えてもこれは大きな問題じゃないんですか。

それからメリットについて、小中一貫校のメリットについてですけれども、私は行政視察で、武藏村山市というところの小中一貫校を見てまいりましたけれど、残念なことではあるんですけど小中一貫校である村山学園っていうところでは、学力が向上したり不登校が減少したりということにはなっていない、そういうお話をしました。そこで小中一貫校には学力の向上とか、不登校が減るとか減少するとか、そういうメリットがあると考えているかどうか、再質問をいたします。

○教育長（中川宣芳）

先ほどお答えしましたとおり、メリットとしては、義務教育9年間の系統性・連続性を意識した教育活動を行うことで、様々な学習指導上、生徒指導上の効果が期待できると考えています。

例えば、中学校教員が小学校で指導を行うとともに小学校教員が中学校で指導を行う、いわゆる「相互乗り入れ指導」は、小中一貫教育における象徴的な取組の一つであります。小学校の指導と中学校の指導の両方の経験を有する教員が増えていくことにより、教科等の系統性に対する理解が深まり、9年間を見通した教科指導が充実することなどが期待できると考えております。

また、不登校対策に対しても、小学校段階・中学校段階の双方の教員が協力して生徒指導に取り組むことを通じて、子どもの特性に応じた細かな支援が継続的に可能になるなど、一定の効果を期待しているところであります。

以上であります。

○3番（猪飼建治）

ちょっと急ぎます。小中一貫校の学力向上については実証データが示されていないと思います。例えば、先ほどの瀬戸のにじの丘学園ですけど、市議会の中で質問があ

ったんですよ。市民アンケート調査において、教育への満足度も目標値に達していない。にじの丘学園に通う方からも、学力の向上については満足と言い難いっていう声が紹介されて、その後こういう質問がありました。学力を数値化した場合の学力向上、横ばい、降下の傾向等の結果についてどうなんだという質問です。それに対しては、学力テストの結果につきましては公表されおりませんというだけの答えでした。実証データがないわけであります。そして同様に、こういう質問もありました。いじめ不登校についても、いじめや不登校は減っているのですかという問い合わせにし、開校時と比べたりとかする中では、全国の市内の動向と同様に増加しているものと考えております。こういうお答えでした。

要するに、小中一貫校でもいじめ不登校は増えているということなんですよ。だから、不登校や中1ギャップの解消ということも実証されていないと思います。国立の教育政策研究所というところでも、中1ギャップっていうのは否定をされているというふうには認識をしております。ですから、ただ小中一貫校にバラ色の幻想というんですかね、そういうものを振りまくだけになってはいけないというふうに思ってます。そういう現実もあるんだということを認識して、慎重に取り組まなければいけない。

そしてデメリットとして先ほど学校区の広さを言いましたので、そこで再質問をいたします。しのおか学園構想の対象地域となっている篠岡村等ですけれど、広大な東部地域全体は一つの小学校の学区としてふさわしいと考えているかどうかお聞きをいたします。

○教育長（中川宣芳）

第1期の学校再編後におきましても、このまま児童生徒数の減少が続いていけば、第2期の学校再編を検討していく必要がありまして、児童生徒数の状況を鑑みると、小学校1校、中学校1校が適正規模になる時期が来るものと考えております。

御指摘のとおり、第2期の学校再編におきましては、通学区域がさらに広がることを見込んでおりますので、子どもたちの通学における諸課題を含めて、改めて保護者や地域の皆様の御意見をお聞きしながら、検討していく必要があると考えております。

以上であります。

○3番（猪飼建治）

私としては、このような東部地域全体っていう校区の広さはね、半径4キロ以上で歩いたら1時間20分以上になるわけで、スクールバスを出すでしょうけど。桃花台の中に限っても歩いたら45分以上の場所が出てくるわけです。スクールバスを導入しても、やはり先ほどの瀬戸市の保護者の声、子どもの通学の面から考えても無理があるというふうに思います。

それだけではなくて、やはり旧小学校区の小さなP T Aとか地域協議会とか児童クラブもなくなるわけでしょう。そして地域の小さな小学校運動会なんかもなくなるわけですから行事。地域コミュニティの場としてもふさわしい広さではないというふうに思っております。

それから小中が一校に統廃合されたら、桃花台ニュータウンというのはこれで造成されたのが1972年ですから、それ以前の学校配置に戻ってしまうわけです。桃花台ニュータウンはもう存在しないのと同じゴーストタウン化が前提と、こういうことになるわけじゃないですか。これで東部地域に未来があるんでしょうか。私はこれでは駄目だと思ってます。

最後にもう一点再質問をいたします。

篠岡地区の第2期の再編・統廃合では、小学校1校中学校1校の小中一貫校を検討すると言っているわけですけれども、まず小中一貫校といつても、これ幾つかの種類があるわけです。一つは小中が一緒になった施設一体型の小中一貫校。また一つは小学校中学校が隣接する隣接型の小中一貫校。そしてもう一つが分離型でどちらかというと小中連携型に近いような、そのような小中一貫校であります。これらは基本小学校中学校とも組織としては、小中ごとに別々の校長がいる一貫校でありますけれど、それとは別に義務教育学校というちょっとややこしいですけど、小中が、それは小中がもう組織的にも一つになって、校長さんも1人だけという、そういう義務教育学校とは別にあるわけなんです。

そこで、しのおか学園構想では、施設一体型とか隣接型、分離型もあるけど、そういう小中一貫校を目指そうとしているのか、それとも義務教育学校のようなものを目指そうとしているのか、両者でない場合も含めて全て未定なのか、再質問をいたします。

○教育長（中川宣芳）

先ほどお答えしましたとおり、まずは篠岡地区の第1期の学校再編におきまして、小中一貫教育のよさを取り入れた小中連携教育の取組を進めていくことから始め、第1期再編の学校運営を進める中で、小中連携教育から小中一貫教育への移行について、学校現場や保護者等の意見を十分に尊重しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

そのため、現時点でのどのような小中一貫教育を目指すのかは決まっているものではございません。

以上であります。

○3番（猪飼建治）

まだ未定ということあります。

しかしいずれにしてもですね、この第2期再編統廃合で、仮に学校がどこにつくられたとしても小中学校とも1校だけになつたら校区が広くなることは間違いない。その点で、例えばさきのにじの丘学園についてもですね、こういう問題が出てくる。出ているというのは市議会で取り上げられています。通学区域が広域になり、子どもや保護者の通学にかかる負担の増加、それから教室不足などの課題に直面している。これは先ほど言ったとおり。それだけじゃなくて校区が広いことから、校舎に一番近い駐車場に送迎が集中していることにより渋滞が発生しているというような問題がある。それから校区が広域になって、にじの丘学園から学童、児童クラブのことですけれど、遠くなってしまっている。そのような問題も市議会、瀬戸市議会で取り上げられているわけなんです。要するに、こういうふうに校区が非常に広くなるっていうことは、やはり本市、東部篠岡地域全体にとっても、子どもにとっても、地域住民にとっても決して好ましい結果を生むというふうには考えられません。

最後に一言ですけど、今、中川育長さんがおっしゃられたんで、それに関わることなんんですけど、私は以前から言ったようにまず、このしのおか学園構想、小中一貫校の構想による第2期の統廃合・再編というのはやるべきでないと考えています。

そこでですね、例えば岐阜県山県市では、学校統廃合をせずに学校を残して教育を受ける権利を守る、まずそれをやりながら、その上で先ほど中川教育長が言われたように、近隣の小中学校、あるいは小学校同士もそうなんですけど、それが連携をする、連携教育とおっしゃいましたよね。まさに連携をして、合同の行事や授業を実施するような取組を進めて、小規模校の弱点をカバーするような取組をやっているんです、統廃合しなくてもできるんです。本市でも実際、今、陶小と桃ヶ丘小学校合同の取組をやってるわけですよね。ですから、やればできるっていうふうに思ってます。

ですから、学校統廃合・小中一貫校にこだわらず、ぜひそういう道を探っていただきたい。それは私からの提案であります。

子どもと地域社会を守るという立場でぜひ考えていただきたいと思います。

以上をお願いいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、佐藤悟議員。

○8番（佐藤悟）

皆さん、こんにちは。師走の時期に入り、今年も残すところあと僅かとなりますが、市民の皆様もよいお年をお迎えくださいますよう心からお祈りを申し上げますとともに

に、今年最後の一般質問となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

そして、地域活性部の石川部長をはじめといたします職員の皆様、いろいろと御協力いただきましたこと、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い質問項目1点につきまして順次質問させていただきます。

小牧勤労センターは昭和57年に建築、昭和58年3月にオープンしました。本市で宿泊機能を伴う公共施設であります。オープン時の昭和時代から令和の時代に移り変わり、当時と比べて、市内の民間宿泊施設も多くなってきております。

私も小学生時代、硬式野球の合宿でよく使用し思い出がたくさんある施設でございます。

本市の宿泊機能を持つ公共施設は、この勤労センターと青年の家でありますが、青年の家につきましては、施設の老朽化が進み、利用率の低下が続いたことにより、今年度末に廃止されます。

ファシリティマネジメントの観点からも今後、勤労センターの施設としての在り方を考えていく必要があると考えます。

そこで、質問項目1、小牧勤労センターについてお尋ねいたします。

(1) 経緯について、勤労センターの施設の経緯についてお尋ねいたします。

(2) 現状について。

ア、宿泊等の利用状況についてお尋ねいたします。

イ、スポーツ施設の利用状況についてお尋ねいたします。

ウ、研修等の利用状況についてお尋ねいたします。

(3) 施設管理運営費について、使用料等の収益についてお尋ねいたします。

以上で質問項目1の1回目の質問とさせていただきます。誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

質問項目1、小牧勤労センターについて、(1)施設の経緯についてのお尋ねであります。

小牧勤労センターは、昭和57年に「中小企業に働く労働者の福祉の増進と中小企業における雇用管理の改善を図り、もって雇用の促進と職業の安定に資する」ことを目的として設置された勤労者福祉施設であります。厚生労働省が所管する雇用促進事業

団が教養・文化施設である研修棟を建設し、同時に宿泊施設を小牧市が建設いたしました。当初、雇用促進事業団と愛知県の間で運営委託契約が締結され、その後、昭和58年1月24日付で愛知県から小牧市へ運営委託が行われ、昭和58年3月1日にオープンしました。

さらに、体育館、テニスコート4面、管理棟などのスポーツ施設を愛知県が建設し、昭和58年10月1日付で愛知県と当市で締結いたしました県有財産無償貸付契約に基づき、当市が借り受け、昭和58年10月8日にオープンいたしました。

その後、研修棟は平成11年に、雇用促進事業団の組織再編に伴い事業を移管された雇用・能力開発機構から本市に譲り受け、スポーツ施設は平成15年に愛知県から本市に譲り受けたため、施設全体が小牧市の所有となりました。

施設の管理運営につきましては、オープン当初は小牧市施設管理協会が担い、平成13年4月1日からは、小牧市施設管理協会から名称変更した小牧市施設活用協会が平成17年度まで担っておりました。平成18年度以降は、地方公共団体の施設の管理を民間企業やNPO法人、特定非営利活動法人などが行えるようにする仕組みである指定管理者制度が導入され、平成29年度まで小牧市施設活用協会を指定管理者として選定いたしました。

その後、小牧市施設活用協会が解散されることに伴い、平成29年度に指定管理者選定委員会で公募によるプロポーザルを実施し、株式会社トヨタエンタプライズが指定管理者に選定されました。

指定管理期間は平成30年度から令和4年度までの5年間で、令和4年度に再度公募によるプロポーザルを実施した結果、再び株式会社トヨタエンタプライズが選定され、令和5年度から令和9年度まで指定管理者として現在も運営しております。

次に、（2）現状について、ア、宿泊棟の利用状況についてのお尋ねであります。

施設の利用状況につきましては、直近の令和4年度から令和6年度の利用状況と、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の平成28年度から平成30年度の平均を比較して、答弁させていただきます。

宿泊棟の直近3年間の利用件数及び利用者数の実績につきましては、令和4年度が1,506件で7,771人、令和5年度が1,668件で9,848人、令和6年度が1,903件で9,882人であり、3年間の平均は1,692件で9,167人でありました。

コロナ禍以前の平成28年度から平成30年度の平均は、利用件数が3,440件、利用者数は1万7,436人でありましたので、利用件数・利用者数とも減少傾向になっております。

続きまして、イ、スポーツ施設の利用状況についてのお尋ねであります。

スポーツ施設につきましても、直近3年間とコロナ禍以前の平成28年度から平成30年度の平均利用件数及び利用者数の実績について答弁させていただきます。

体育館、テニスコート、グラウンドの利用件数及び利用者は、令和4年度が2万6,054件で16万2,140人、令和5年度が2万4,383件で19万7,921人、令和6年度が2万3,263件で20万3,583人であり、3年間の平均は2万4,566件で18万7,881人ありました。

コロナ禍以前の平成28年度から平成30年度の平均は、利用件数が2万8,677件、利用者数は18万7,527人でありましたので、利用件数は減少傾向でしたが、利用者数は横ばいがありました。

続きまして、ウ、研修棟の利用状況についてのお尋ねであります。

研修棟につきましても、直近3年間とコロナ禍以前の平成28年度から平成30年度の平均利用件数及び利用者数の実績について答弁させていただきます。

多目的ホール、各種会議室の利用件数及び利用者は、令和4年度が3,108件で15万9,759人、令和5年度が2,194件で16万4,280人、令和6年度が1,997件で21万813人があり、3年間の平均は2,433件で17万8,284人ありました。

コロナ禍以前の平成28年度から平成30年度の平均は、利用件数が3,523件、利用者数は17万7,177人でありましたので、利用件数は減少傾向となりました。

一方で、利用者数は横ばいでありましたが、これは、勤労センターの多目的ホールを、コロナ禍以前は行っていなかった確定申告の受付会場として利用されたことによります。

次に、（3）施設管理運営費について、使用料等の収益についてのお尋ねであります。

使用料等の収益につきましては、宿泊施設やスポーツ施設利用者による施設利用料及び小牧勤労センターレストランの使用料や自動販売機設置料などの行政財産目的外使用料を歳入として、指定管理委託料、設備修繕費、備品購入費及び駐車場用地借上料を歳出として申し上げます。

歳入は、令和4年度が2,888万円余、令和5年度が3,098万円余、令和6年度が3,417万円余でした。

歳出は、令和4年度が1億3,638万円余、令和5年度は多目的ホールの空調機更新工事を実施したため2億4,388万円余、令和6年度が1億3,137万円余でありました。

過去3年間の使用料等の収益の推移は、令和4年度がマイナス1億749万円余、令和5年度がマイナス2億1,289万円余、令和6年度がマイナス9,720万円余でした。

過去3年間を平均いたしますと、歳入が3,134万円余、歳出が1億7,054万円余、収

益はマイナス1億3,919万円余となっております。

以上であります。

○8番（佐藤悟）

御答弁ありがとうございました。それでは順次再質問のほうをさせていただきます。

（1）施設の経緯についてでありますが、昭和57年に当時厚生労働省所管の雇用促進事業団が教養・文化施設である研修棟を建設いたしまして、小牧市が宿泊施設を建設、そして体育館、テニスコート4面、管理棟を愛知県が建設し、昭和58年に勤労者福祉施設としてオープンしたこと。その後、平成11年に研修棟を雇用・能力開発機構から譲り受け、スポーツ施設は平成15年に愛知県から譲り受け、施設全てが小牧市の所有になったことが分かりました。

また施設の運営につきましては、施設活用協会（文化財団）が担い、平成29年度まで運営、平成30年度からは民間企業である株式会社トヨタエンタプライズ様が指定管理者として運営し、令和9年度までの指定管理期間であることも理解いたしました。

（1）につきましては再質問はございません。

（2）現状についてでありますが、宿泊棟、スポーツ施設、研修棟の利用件数と人數を御答弁いただきました。

宿泊棟につきましてはコロナ禍以前の平成28年度から平成30年度の平均の利用件数が約3,400件に対し、直近3年間で約1,700件に減少し、利用者数もコロナ禍以前の平均約1万7,400人に対して直近3年間の平均約9,100人と利用件数、利用者数とともに大幅に減少していることが分かりました。

スポーツ施設につきましては、コロナ禍以前と直近3年間では利用件数は減少したもの、利用者数は横ばいでありました。

研修棟につきましては、コロナ禍以前は行っていなかった勤労センター多目的ホールを確定申告会場に利用しているという。特殊要因もあったことからも、利用件数は減少したものの、利用者数は横ばいでありました。

それぞれの施設の状況を確認することができました。

（2）につきましても再質問はございません。

続きまして、（3）施設管理運営費についてであります。

使用料等の収益についてでありますが、毎年約1億から2億円の赤字であるということが理解できました。

毎年約1億円の赤字を出したら一般企業の場合、廃業になるところではありますが、公共施設でありますので赤字は仕方ない部分もあるものと理解するところであります。

ファシリティマネジメントの観点からすると、鉄筋コンクリート造は耐用年数が60

年、メンテナンスを行うことで目標耐用年数が80年となります。

冒頭でもお話ししましたが、勤労センターは昭和57年、1982年に建築されましたので、築43年となります。耐用年数からしますと、まだまだ使用できるとは思いますが、設備の老朽化の維持費が気になるところであります。

そこで再質問させてください。

近年の設備老朽化に伴う修繕工事についてお尋ねいたします。

○地域活性化営業部長（石川　徹）

小牧勤労センターにつきましては、築年数が43年を超え、設備の老朽化が顕在化しておりますが、「小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針」に基づく「小牧市公共施設長寿命化計画」に沿って、計画的な維持修繕を行い、長寿命化に取り組んでいるところでございます。

しかしながら現状では、設備の経年劣化が進み、急遽、修繕が必要になる箇所も多数発生しております。費用も増加傾向となっております。

直近の設備の老朽化に伴う主な修繕工事につきましては、令和2年度に行った研修棟の空調機更新等工事が5,786万円余、令和5年度に行った客室の一部を含む多目的ホールの空調機等更新工事が1億668万円余、また、今年度は、消防法により、設置が義務づけられております非常用発電機更新工事を1,724万円余で行っております。この非常用発電機は、火災発生時に、消防車が勤労センターに到着するまでの間に、施設内の消防ポンプの設備を動かす発電機でございます。古い機械でございますので修理不能であったため、機械更新を行ったものであります。勤労センターがオープンして以降、実際に使用したことはありませんが、施設の安全運営のため必要な設備であることから、更新工事を実施したところでございます。

勤労センターにつきましては、日頃より長寿命化に取り組んでおりますが、築43年であることから、この先もさらなる老朽化による修繕費の増加が想定されるところでございます。

以上でございます。

○8番（佐藤悟）

御答弁ありがとうございました。

勤労センター研修棟の空調機更新等工事で約5,700万円、宿泊棟の一部を含む多目的ホールの空調機等更新工事で約1億円、そして、火災などの緊急時に使用するものであるので、使わないことに越したことはございませんが、勤労センターの建築から43年で一度も使用したことがない非常用発電機更新工事に約1,700万円、設備の維持管理に多額の費用を要していることが分かりました。

その他、今回質問するに当たり決算も確認をいたしました。
勤労センターには年間約1,580万円の駐車場用地借り上げ料が計上されておりました。

そこで再質問させてください。

この借り上げ料は、勤労センター前の道路北側にある駐車場を借り上げようという認識でよろしかったでしょうか。

○地域活性化営業部長（石川　徹）

議員が言われますとおり、勤労センターの駐車場借り上げ料1,580万余につきましては、勤労センター前の道路を挟んだ北側の駐車場210台分の借り上げ料でございます。

勤労センターは敷地内の駐車台数が100台であることから、借地である道路を挟んで北側部分の駐車場210台を含め、合計310台で運営をしているところでございます。

○8番（佐藤悟）

御答弁ありがとうございました。
勤労センターの駐車台数は敷地内の100台と勤労センター前の道路北側の駐車台数が210台で、合計310台であることも御答弁いただきました。

借地である勤労センター前の道路北側駐車場に年間約1,580万円がかかっているということですが、年間でこの駐車場が満車になるのは花火大会や、先日行われました小牧市社会福祉大会など限られた行事であると思います。

駐車台数が足りないことにより行事が開催できないとなると本末転倒となってしまいますが、同時に年間約1,580万円を、この先もずっと払い続けていくことについては、考えさせられるものであります。

そこで最後の質問となりますが、答弁の中で、指定管理期間が令和9年度までとありました。勤労センター施設の老朽化や設備の維持管理費などを考慮する中で、宿泊棟の利用は件数、利用者数ともにコロナ禍以前と比較して大幅に減少傾向であること。スポーツ施設の利用については、コロナ禍以前と比較して件数は減少傾向ですが、利用者数は維持されておりました。

こうしたことを総合的に捉え、指定管理期間である令和9年度末までの残り約2年で、勤労センターの今後の在り方を今のうちから検討していく必要があると考えます。こういった中でどのような考え方であるのかお尋ねいたします。

○地域活性化営業部長（石川　徹）

小牧勤労センターにつきましては、築年数が43年を超え、設備の老朽化が顕在化しており、長期的な設備の安全性と利用者サービスの維持が大きな課題であると受け止

めております。

現状、施設整備費等の維持管理費用も増加傾向でございます。将来的にはこれらの財政負担も膨らんでいくことが見込まれております。中・長期的な方向性を検討する必要があると認識をしているところでございます。

このような状況の中、令和7年8月に内閣府が無料で実施しております専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度を活用しまして、公共施設の運営に関する専門家を有する「日本PFI／PPP協会」から派遣された専門家から「オンライン」にて御意見を伺いました。

いただいたアドバイスといたしましては、まず、現行施設の老朽化診断を実施し、費用対効果を踏まえた改築・改修案と資金収支計画を具体化するというものでした。

主に3つの手法のアドバイスを受け、1つ目は、現施設は老朽化のため、改築して運用するもので、財源とリスク分担の観点から、設計・建設・運営を一体化して民間のノウハウを活用するPFI／PPP方式とするものでありました。しかしながら、この手法につきましては、民間の資金や経営能力や技術を活用する公共事業であることから、現状の業態を引き継ぐ施設は、多くの収益が見込めないため、現実的ではないということで、そういった御意見でございました。

2つ目は、現在の施設を活用し、施設の運営と維持管理を分けて、それぞれの専門性を高めた包括施設管理業務という委託方法とするものでございました。

3つ目は、現在の施設を活用し、現状は市にて行っている100万円を超える修繕・施設維持の業務を、指定管理者の業務に追加するというものでございました。

これらいずれの手法につきましても、将来にわたって多くの財政負担を伴うものと考えております。

宿泊施設を伴う公共施設である勤労センターにつきましては、今後も施設の老朽化は進み、少子高齢化に伴う利用者数の減少などが想定される中、議員の言われますとおり、指定管理期間が令和9年度末と残り約2年間と迫ってきているところでございます。

こうしたことから、利用者の安全を第一に施設の維持管理を行い、あらゆる選択肢を検討する中で、方向性を見いだしていきたいと考えております。

以上であります。

○8番（佐藤悟）

御答弁ありがとうございました。

指定管理期間が残り約2年である中で、現段階から今後の勤労センターの在り方にについて、しっかりと検討していただいていただけると御答弁いただきました。

勤労センターにつきましては、冒頭にも申し上げましたが、私も小学生時代、硬式野球の合宿でよく利用し思い出がたくさんある施設でございます。しかしながら、時代の流れに伴い、どんな施設も老朽化は避けられません。ファシリティマネジメントの観点からは、建物自体の耐用年数は残っております。

これらを総合的に判断して、将来の勤労センターの在り方を今のうちからしっかりと検討していただきますよう、重ねてお願い申し上げ、全ての質問を終わりたいと思います。御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後2時29分　休憩）

（午後2時50分　再開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、小沢国大議員。

○21番（小沢国大）

皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、質問項目3点について質問をさせていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

質問項目1、高齢者の移動手段について。

本市は車がないと移動が不便であることから、高齢者になっても免許返納ができないという声をよくお聞きします。そういった中で、全国的にも類を見ないほど巡回バス路線が整備されていますが、バス停まで歩くことが困難である方もいれば、道路事情で巡回バスが運行できない地域の方もいます。年々、核家族化が進み、家族の支援も受けづらい高齢者も増えており、外出する機会が減っていけば、フレイルにも陥りやすくなることから、対策についてをお尋ねいたします。

（1）高齢者の移動手段の確保について。

高齢者の移動手段についての御所見をお伺いいたします。

（2）運転免許証自主返納支援事業の実施について。

運転免許を有する方でも運転が難しくなってくる年齢になると運転免許証の自主返納も考えなければなりません。他自治体において、運転免許証を返納された方に対する

る支援事業を行っているケースもあり、本市においても支援事業を設けるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

以上で質問項目1、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

質問項目1、高齢者の移動手段について（1）高齢者の移動手段の確保について、高齢者の移動手段についての所見のお尋ねであります。

高齢者の移動手段については、福祉施策としては、要介護3以上の方がリフトつきなどの特殊車両を用いて医療機関等へ移動される際の基本料金分を年24回助成する外出支援サービス事業、介護1以上の方にタクシーの基本料金を年24回助成する高齢者タクシー料金助成事業、介護保険サービスに位置づけた「住民主体の移動支援」を実施しております。

移動の手段としては、こまき巡回バスやタクシーを含む公共交通機関、福祉有償運送、許可や登録が不要な送迎活動など選択肢の幅が多いことが望ましいところであります、さきに安江議員にお答えしたとおり、今後の超高齢社会に対応していくためには、地域住民の互助に基づく助け合い活動の中で課題を解決していく仕組みづくりが重要と考えておりますので、こうした観点を踏まえまして、移動支援の検討や仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○市民生活部長（落合健一）

続きまして、（2）運転免許証自主返納支援事業の実施について、運転免許を返納された方に対する支援事業を設けるべきではないかとのお尋ねであります。

さきの阿部議員の一般質問の御発言において議員から御説明をいただきましたが、本市の令和7年10月末現在の運転免許証保有者数は、小牧警察署に確認しましたところ、65歳以上で2万4,606名、70歳以上で1万7,811名、75歳以上で1万1,184名であり、令和7年1月から10月末までの間に免許返納された人数は399名となっております。このことから、高齢となっても運転免許証を返納される方は非常に少ないということが分かりますが、高齢者による自動車運転事故を抑止する上で、運転免許証の自主返納を支援する取組は重要であると認識しております。

本市における運転免許証の自主返納支援事業につきましては、平成21年12月以降、75歳以上の高齢者が自主返納した場合に身分証明となる顔写真付き住民基本台帳カード以下「住基カード」と申し上げますが、これを無料交付するとともに、反射材など

の交通安全啓発物品を配布しておりましたが、平成28年1月のマイナンバーカード発行開始に伴い、住基カードの発行が終了したため自主返納支援事業を廃止したところであります。

他市におきましては、自主返納支援事業として、コミュニティバスの乗車料金を補助するなど、高齢者の移動支援を実施している例が多くみられますが、本市では、運転免許証の返納者に限らず、65歳以上の高齢者全てを対象に、こまき巡回バス「こまくる」を無料で御利用いただけるようになっております。

しかしながら、運転免許証の自主返納は、最終的には御本人の意思決定にはなりますが、市としてその決断を後押しし、御本人や御家族の皆様が安心して生活できるよう支援することは必要であると考えますので、運転免許証自主返納支援事業につきましては、今後、他市の取組事例を参考にしつつ、本市の既存サービスなども踏まえながら実施の是非も含めて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○21番（小沢国大）

それぞれに御答弁をいただきました。

まずは高齢者の移動手段についてお答えをいただきました。要介護となっている方々には手厚い支援メニューがあること、そして考え方も理解をするところでございます。

先ほどの答弁の中で、地域住民の互助に基づく助け合いの活動の中で解決していく仕組みづくりを進めていきたいとお答えをいただいたと思いますけども、こうした移動支援の機運が地域では高まっているんですけども、広域的な面で申し上げますと、我が地域にはまだ地域協議会が設立できていないこともございますし、前段の質問でも申し上げたとおり、本市の充実した巡回バスがあるものの恩恵を受けていない地域もいまだに存在するのは事実でございます。やはり様々な選択肢をつくっていく必要性があると私は思っております。

そして、運転免許証自主返納支援事業についてもお答えをいただきましたので、ここで一点のみ再質をさせていただきたいと思います。

今後、高齢者ドライバーはますます増えていく傾向にありますが、警察庁をはじめ、様々な企業等が実施しているアンケートを見ますと、返納後の移動手段に不安があると答える方が一番多く、本市においても同様であると思います。免許を返納するきっかけの中に、誤発進や事故等が起きましたことをきっかけに返納する方が増えています。そこで田原市では、数年前から電動シニアからの購入補助金を実施しているという事業をお聞きしました。本市でも実施することができないか、お伺いをいたし

ます。

○市民生活部長（落合健一）

田原市では、運転免許証自主返納支援事業として、70歳以上の方を対象に、コミュニティバス無料乗車券（1年分）や豊鉄バス株式会社の元気バス購入券（1年分）、また、運転経歴証明書の発行を受けた方に対しては、田原市内で使える共通ポイントカード「たまぽカード」のポイント引換券（1,000ポイント）を本人の希望で交付しておりますが、それに加えて令和5年度から議員御提案のシニアカー購入補助事業を実施しておられます。

このシニアカーというものは、座りながら移動できるハンドル操作型の電動車椅子で、道路交通法上では歩行者と同じ扱いになるため、運転免許不要で歩道を走行することが可能であります。田原市での補助内容は、購入金額の3分の1、上限10万円でありますが、実績としては、令和5年度が12件、令和6年度が11件で、利用者は限られているとのことであります。

今後、運転免許証が自主返納しやすくなるような支援事業を検討する際には、田原市の事例も含め、他自治体で実施されている運転経歴証明書の発行手数料の補助や交通系ICカードの交付、交通安全啓発物品の贈呈などを参考に、公平性や実効性を考慮し、本市で既に実施しているサービスなども踏まえながら、実施の是非を含めて検討していきたいと考えております。

○21番（小沢国大）

御答弁をいただきました。

田原市に仲間の議員がいるので手元にデータがありましたが、件数まで丁寧にお答えをいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど午前中、安江議員から提案があった高齢者タクシーも一つの方法だと思いましたし、私がただいま申し上げました運転免許の自主返納支援事業となる電動シニアカーの補助金もしかり、財政状況は厳しい中ではありますけども、今はまだない選択肢をつくることで外出したいときに外出でき、高齢者がいつまでも地域で元気に楽しく生活することにつながっていくと思いますので、やはり、この支援のはざまに、要介護にならないような元気なんだけど歩くのがつらいっていう方が本当に非常に地域に増えてきておりまして、いきなり車がなくなってしまうと、移動手段がなくなってしまうからどうしようかと。地域の方も例えば助け合って車に乗せてもらって、その方が車がなくなった途端に、2人ともし外出することができなくなってしまう、外出に非常に困ってしまうっていうような声を非常に地域で多く聞くようになりましたので、ぜひともこの辺りをしっかりと検討していただきますようよろしくお願いを申し上げま

して、質問項目1を終わりたいと思います。

それでは続きまして質問項目2、婚活支援事業についてに移りたいと思います。

質問項目2、婚活支援事業について。

近年、自治体が結婚支援事業を行うケースも見られるようになり、本市においても2023年度から出会い・結婚支援室が設置され、本格的に婚活イベントも実施されています。自治体が実施する安心感もあり、応募状況も多いとお聞きしておりますが、現状についてお尋ねをいたします。

(1) 婚活イベントについて。

実施状況についてお伺いいたします。

(2) 団体の連携状況について。

連携している団体についてお伺いをいたします。

以上で質問項目2、1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○こども未来部次長（野田 弘）

質問項目2、結婚支援事業について、(1)婚活イベントについて実施状況についてのお尋ねであります。

令和6年度については、出会いの機会づくりを目的とした屋外バーべキューパーティーや市内バスツアーや、カフェトークやクッキングなどの婚活イベントを合計10回実施しました。その応募状況は、男性の平均倍率は約2.5倍であったのに対し、女性の平均倍率は約1.3倍で、定員を超える場合は抽せんを行いました。全体を通して女性に比べ男性の応募が多い状況でした。

令和7年度は、より価値観が共有できる内容のイベントを全6回実施する予定をしており、これまで3回実施した応募状況は、男性の平均倍率は約3.6倍であったのに対し、女性の平均倍率は約1.4倍となっており、今年度も女性に比べ男性の応募がさらに多くなっております。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして(2)団体との連携状況についてのお尋ねであります。

結婚支援事業の実施に当たり、市と連携している団体はありませんが、婚活イベントの実施に当たっては、市内の飲食店や結婚式場などの協力を得ながら、地域資源を生かしたイベントを実施しております。

また、あいち出会いサポートポータルサイト「あいこんナビ」やあいち結婚サポートセンター「あいマリ」のほか、県が作成するチラシに婚活イベント情報を掲載する

などして県と連携を図るとともに、県が結婚支援コンシェルジュ事業として実施する交流会へ担当職員が参加する中で県や他市町の担当職員と情報交換をしております。

以上になります。

○21番（小沢国大）

それぞれ御答弁をいただきました。隨時再質問をしてまいります。

婚活イベントの実績をお答えいただきました。現在定員より多く応募いただいているようであり、多くの方に御参加いただけるようありますが、婚活イベントをきっかけに、実際に交際に発展するなどの成果はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○こども未来部次長（野田 弘）

参加者にはイベント当日と、実施約3か月後にアンケートを実施しており、令和6年度の当日のアンケート結果では、イベントに参加して、「満足」「やや満足」と回答した割合は92%でした。「満足」「やや満足」と回答した方からは「市が主催のため安心」、「市民の方と出会える機会がなかったのでたくさんの人と出会えてよかったです」などの意見がありました。また、全10回のうち5回のイベントにおいてカップリングタイムを設けており、合わせて18組のカップルが成立しております。

3か月後アンケートでは、イベント後に2人で会ったかや交際に発展したかについて尋ねており、回答者のうち9名から「交際に発展した」と回答がありました。

なお、今年度は10月と11月に2回のイベントを実施しており、合わせて19組のカップルが成立しております。

以上です。

○21番（小沢国大）

御答弁をいただきました。

私も独身時代婚活イベントに参加したこともありますし、主催者側としてお手伝いをさせていただいたこともありますが、いずれも市が実施している婚活イベントは成果が高いように感じます。

続いて、もう一点お尋ねをしたいと思います。応募された20代の方から今年度の募集は、その方が応募できるものが一つしかなかったとお聞きをしました。婚活イベントの年齢設定をどのようにしているか、お伺いをしたいと思います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

婚活イベントを受託する事業者のこれまでの実績を踏まえ、対象年齢の幅は10歳程度が効果的であると考え、イベントごとに対象年齢を変えて実施しております。

令和6年度は全10回のイベントを行い、対象年齢を20歳から35歳としたイベントを2回、25歳から34歳を3回、30歳から39歳を2回、30歳から45歳を1回、35歳から45歳

を2回実施しました。

県が運営しているあいち結婚サポートセンター「あいマリ」の令和7年4月末時点の会員登録は、男性で一番多い年代が35歳から39歳で、次いで30歳から34歳であり、女性では30歳から34歳が一番多く、次いで25歳から29歳でありましたので、これらの登録状況を踏まえ、今年度は25歳から39歳の方がより多く参加できるよう実施しております。

以上になります。

○21番（小沢国大）

年齢設定についてもお答えをいただきました。よく調査をされ、実施していることが分かりました。

（2）の団体との連携については今後の展開等に関わるかと思いますので、全体を通して、最後に一つお尋ねをしたいと思います。

今後、結婚支援事業をどのように推進していくか、最後にこの点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

本市では、令和5年度に実施した結婚に対する意識や結婚支援についてのニーズを把握するための市民アンケートの結果を踏まえ、令和6年度から結婚を希望する方の出会いの機会づくりを目的とした「婚活イベント」、結婚に対する悩みに寄り添い、結婚への第一歩を踏み出すサポートを目的とした「結婚相談事業」、若い世代が結婚、出産、子育てなど、自らのライフイベントについて考える機会となる「ライフデザインセミナー」の主に3つの事業を実施しております。

令和7年度においても3つの事業を実施しておりますが、特に若い世代がそれぞれの希望に応じ、必要な情報を得て、将来展望を描けるようライフデザインセミナーを取り入れた婚活イベントや若い世代が将来について考える機会となるよう高校生へのライフデザインセミナーの実施を予定しています。

先ほど答弁しましたように、婚活イベント参加者のアンケート結果では、92%の方が「満足」、「やや満足」と回答しており、出会いの機会づくりについては一定の成果があったと考えていますが、結婚や少子化対策につながるかは短期間ですぐに成果が出るものではなく、これから検証することになります。

こうした結婚支援に取り組む自治体は全国的に拡大しており、現在、各自治体で様々な結婚支援の取組が進められておりますが、その成果を判断するには、いましばらく時間を要します。

本市におきましても他市の事例を調査研究し、出会い・結婚支援のさらなる推進に

向け取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○21番（小沢国大）

私もこの婚活支援事業に関してはかねてより一般質問でも何度か質問させていただき、形となり、実施していただいていることをうれしく思います。すぐに成果が出ないことも理解するところでございますが、継続することで私は必ずよい結果をもたらしていくと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で質問項目2を終わりたいと思います。

それでは最後になります、質問項目3、交通渋滞緩和に向けた取組についてを質問させていただきます。

本市では、年間を通して通勤時間帯、帰宅時間帯等、一時的な渋滞が多く見受けられます。渋滞を避けるために、脇道や生活道路に入り込む車が増えている状況であります。渋滞対策は行っていますが、大きく改善されているようには感じません。私が令和6年第4回定例会の一般質問にて引用した、交通需要マネジメント通称「みちみちすいすいプロジェクト」の検証結果も開示されたところであり、今後は小牧市でもより一層取り組んでいくべきと考え、幾つかお尋ねをさせていただきたいと思います。

（1）市内で発生している渋滞状況について。

市内で発生している渋滞はほとんどが時間帯によるものと、交差点改良が困難な箇所であると考えられますが、昨年の一般質問からの整備状況についてお伺いをいたします。

（2）交通渋滞緩和に向けた施策について。

施策の取組状況についてお伺いをいたします。

（3）道路の整備状況について。

物価高騰に加え、近年の財政状況を考えると整備できる道路も限られているようを感じますが、道路整備については、市民等からも要望が多いと思います、対応についてお伺いをいたします。

（4）みちみちすいすいプロジェクトに類似した取組について。

令和6年第4回定例会にて引用したみちみちすいすいプロジェクトについて、本市も独自で類似する対策を実施したとお聞きしましたが、検証結果をどのように捉えているか、御所見をお伺いいたします。

以上で質問項目3、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目3について、答弁を求めます。

○建設部次長（矢澤浩司）

それでは質問項目3、渋滞緩和に向けた取組について、（1）市内で発生している渋滞状況について、昨年の一般質問からの整備状況についてのお尋ねでございます。

市内の渋滞状況につきましては、道路管理者、交通管理者及び道路利用者団体等で構成される愛知県道路交通渋滞対策推進協議会において、国道、県道の幹線道路を中心とし、主要渋滞箇所等を選定しております。あわせて、本市独自のビッグデータを活用した調査を実施しており、市道が関連する主要幹線道路である国道41号、国道155号、北尾張中央道、県道名古屋犬山線の4路線へアクセスする交差点について、朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が発生していることを確認しております。

これらの結果を踏まえ、渋滞対策としましては、右折車線の整備などによるハード対策が効果的でありますので、各関係機関と連携を強化し、整備を進めております。

具体的な整備状況としましては、愛知県では北尾張中央道と市道犬山公園小牧線が交わる自才前交差点付近の小牧原新田工区と、大口町境から村中小学校北交差点までの入鹿出新田工区において4車線化の整備が進められており、県道名古屋犬山線と県道小牧岩倉一宮線が交わる南外山交差点においても、右折車による滞留を緩和するため、西側右折帯の整備が進められています。

また、市道につきましても、愛知県の整備に同調して自才前交差点の南北路線である市道犬山公園小牧線の南側右折帯を延伸する整備を進めております。

さらに、北尾張中央道と県道小口名古屋線が交わる村中小学校北交差点につきましても、北行き車線に右折帯がない状況が課題となっていましたので、愛知県により暫定的な右折帯を今年度末までに整備する予定と伺っております。

以上でございます。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、（2）交通渋滞緩和に向けた施策について、施策の取組状況についてのお尋ねであります。

本市の取組状況につきましても、昨年御質問をいただいておりますので、現在の進捗状況についてお答えいたします。

渋滞対策としましては、右折車線整備などのハード対策を継続的に進めるとともに、ビッグデータなどの分析に基づく実効性の高い対策を計画的に進めることが重要であることから、渋滞緩和と交通需要の適正化を両立させる対策を一体的に進めてまいりたいと考えております。

まず、本市独自のビッグデータを活用した分析に基づき、渋滞量が上位で整備の優先度が高い藤島交差点の右折帯整備につきましては、用地取得に令和6年度から着手

しており、現在の用地取得率は約35%であります。今後は用地取得の進捗状況を踏まえ、令和8年度から一部工事に着手する予定でございます。

次に、優先度が高い交差点の中で現道の道路用地内を活用した実効性のある対策といたしまして、国道41号と市道常普請三ツ渕線が交わる元町2丁目交差点と、国道41号と市道名神側道北路線が交わる小牧インター交差点の2か所で、右折車による滞留緩和を目的とした右折誘導線による整備を進めており、11月に国土交通省との協議が調ったところであります。現在は愛知県公安委員会との協議を進めており、協議が調い次第、工事に着手してまいります。

いずれにしましても、主要渋滞箇所等の多くが国道、県道の幹線道路に集中しているのが現状でありますので、今後も愛知県道路交通渋滞対策推進協議会を通じて関係機関と連携を図るとともに、効率的かつ効果的な整備手法により渋滞緩和に取り組んでまいります。

次に、（3）道路の整備状況について、道路整備については、市民等からも要望が多いと思うが、その対応についてのお尋ねであります。

市民やお地元の要望に適した道路整備を進めることは、市民の安全と生活の利便性を高め、地域の活性化にもつながりますので、適切に対応することが重要と考えております。

地元要望の申請状況につきましては、地元区長から道路に関する工事申請が、ここ2年では年間約450件寄せられております。このうち、緊急性が高く、直ちに修繕が必要なものについては、現場の実情を踏まえながら迅速に対応しております。

また、交通量の多い路線や生活道路に関する要望につきましては、周辺交通の影響を考慮し、工法選定と施工年度の設定を適切に行うことで、地域住民の安全と利便性の確保に努めております。

その中でも、特に中長期的な維持管理を必要とする道路舗装などについては、予防保全が極めて重要であり、将来の道路機能の維持と財政の健全性を両立する観点から計画的な修繕を実施できるよう取り組んでおります。

具体的には、主要な市道を中心に路面のひび割れや凹凸などの客観的なデータを用いて路面状況を評価し、修繕の必要性について優先順位をつけております。優先度の高い路線から修繕方法と年次計画を定め、順次修繕を進めていく修繕計画を策定することで、限られた財源を最大限に活用しながら、中長期的な舗装寿命の延伸などを図っております。

この修繕計画に基づく整備状況としましては、令和6年度においては元町二丁目地内ほかの市道常普請三ツ渕線及び上末地内の市道東山20号線を整備したほか、今年度

には大草地内の市道年上坂21号線、新小木二丁目地内の市道トラックターミナル3号線の整備を進めているところであります。

今後につきましても、道路の利用状況や地域の特性を十分に勘案し、地元要望への迅速な対応に心がけるとともに、中長期的な視点での予防保全を強化するため、更新サイクルの最適化を図りながら修繕計画に基づき、計画的な修繕に取り組んでまいります。

次に、（4）「みちみちすいすいプロジェクト」に類似した取組について。

本市も独自で類似する対策を実施したが、その検証結果をどのように捉えているかの所見についてであります。

「みちみちすいすいプロジェクト」は、国土交通省をはじめ、岐阜県、岐阜県内の自治体、企業が連携して実施しているソフト対策の施策であり、時差出勤や在宅勤務など、道路利用者の行動変容を促すことによる渋滞緩和を図ることを目的としたプロジェクトであります。

本市では、このプロジェクトに近い取組として、朝夕の通勤時間帯の渋滞が激しい国道155号と市道北外山文津線が交わる二重堀東交差点周辺を対象とし、交差点以東の当該交差点の利用者が多いと想定される周辺企業に対して、期間を定めて時差出勤を促す実証実験を令和7年2月に実施いたしました。

その後、6月には愛知県道路交通渋滞対策推進協議会によるビッグデータを活用した交通状況等の調査が実施され、対策前後の所要時間の比較や速度低下区間の変化を中心とした検証が行われました。

具体的な検証結果といたしまして、間々本町及び郷中二丁目の両交差点から二重堀東交差点に到達するまでの所要時間が約2分短縮され、おおむね信号待ち1回分が削減されることになります。また、午前7時から8時台においては、市道北外山文津線の北行き車線と国道155号の交差点付近で速度低下区間が減少するなど、実測データに基づく一定の効果を確認いたしました。

このような成果は、国の施策と整合するだけでなく、本市の交通実情に即した効果を示しているものであり、評価できるものと考えております。

以上であります。

○21番（小沢国大）

それぞれに御答弁をいただきました。丁寧に御答弁いただきありがとうございます。それでは幾つか再質問したいと思います。

昨年の一般質問以降の整備状況についてお答えをいただきました。市内全域で工事が進み、右折帯も各所ができる見通しであることが分かりました。

先ほどの答弁の中で私が住む小牧南地区の南外山交差点の西側の右折帯の整備が進んでいるとお話しもありました。現地の工事は徐々に進んでいるように感じますが、改めて完成時期についてお伺いをいたします。

○建設部次長（矢澤浩司）

南外山交差点の西側右折帯整備につきましては、県道であるため、愛知県により整備が進められております。

整備に必要な用地取得は完了しており、昨年度から工事に一部着手し、令和8年4月末の完了を予定していると伺っております。

以上であります。

○21番（小沢国大）

来年4月末ということで、これで一つ大きな交差点改良が進むと思いますので引き続き各所の整備についても、よろしくお願ひをいたします。

（2）から（4）について再質問はありませんが、全体を通して最後に一つ質問させていただきたいと思います。

ハード面に関して言えば、用地取得や財源の問題等を計画に応じて順次対応していく方向性は変わらないと思うので、みちみちすいすいプロジェクトのようなソフト面的な部分で、まだまだ取り組めるようなことは多いと思います。そこで、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。市長は大変御多忙であり様々な時間帯に御移動されることが多いと思いますが、渋滞がひどい、これは何とかしなければならないと感じるときも多いかと思います。小牧市における広域的な渋滞緩和に向けた今後の取組について御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○市長（山下史守朗）

交通渋滞についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおりですね、市内は非常に交通渋滞が激しい、これ本市の大きな特徴だと思いますが、産業活動活発で、また、運送倉庫業の立地も多いもんですから、大型車の混入率も高いということで、本当にですね、特に朝晩については通勤ラッシュもありまして、非常に市内の渋滞というのが、激しいということの認識を持っております。

これは市民の皆様方もお感じだと思いますし、そうした要望というのは非常に強いわけであります、議会からも交通渋滞道路整備に関する要望というのは非常に強いものがあるというふうに思っております。私もどうでしょうね、体感として、ここ数年、数年というか10年、就任以来、年々交通渋滞激しくなってきてるな。コロナの時期ありましたけどね。その前からずっと最近に至るまで見てますと、全然いろいろと道路整備したり対策が進んでいるわけでありますけれども、むしろ渋滞が激しさを増

しているようなそんな印象を抱いておりまして、何とかしなきやいけないという思いを強くするところでございます。

これまでですね、これ市だけでは何ともならないもんですから、国や県にも道路整備の要望というのは毎年、市としても強い要望を申し上げてきているところでありますし、特にこの尾張地域については小牧のみならず近隣の市町とも連携をして、いろんな対策協議会などもつくって、これある意味要望団体、横の連携を取るとともに要望団体もありますので、国や県にそうした近隣とともに強い要望活動を展開してきているところでございます。

最近では、北尾張中央道の整備促進期成同盟会、これで特に小牧原新田工区や入鹿出新田工区整備促進を要望しておりますし、また、名濃道路の建設促進期成同盟会につきましては、犬山市の五郎丸交差点まで、これ41号の村中交差点以北の6車化ということで、かねてから要望していたことが、国、これについてはですね非常に事業採択をされてからは非常に工事が迅速にスピーディーに進めていただいたものというふうに思っておりますが、五郎丸までの6車化が完了したということでございます。随分よくなっている部分あるんですけども、劇的によくなつたかなというと、それまで以上にですね、やはりさらに、道路この車が増えてるっていうような印象もありまして、抜本的な改善に至っていないなという印象がございます。

特に、この41号村中交差点周辺というのの渋滞というのは、これ大動脈で41号の縦の軸と、155号の横の軸というのは、本市にとって非常に大きな道路幹線でありますし、ここの交差点の村中交差点の渋滞というのは非常に致命的だというふうに思っておりますので、これ国に対しても先般も私もまた上京して訴えてまいりましたが、非常に近隣の市町も含めて強い思いがございました。

この155号は41号をオーバーをしているんですけども、やっぱり南北の41号の信号が減ってないと、本来はですね私県議会にいる頃から申し上げてるんですけども、本来は南北の41号の信号を減らす、オーバーさせるとか、アンダーさせるとかいうことがよかったですけども、やっぱり構造上、名神の高速道路ありますので、できなかつたんだろうと思いますが、155がオーバーしてるということで、この南北の信号の連続、そして名古屋高速東名名神のこの出口等々ですね、一気に流入している状況が変わってないところでございまして、6車化が終わりましたので、いよいよピアが立つようになりましたから、今我々、国に強く要望しているのは、このとにかく名古屋高速の出口を村中交差点を越えて北側まで持っていくってほしいと。ずっと延伸というとなかなか国に対して負担が大きいので、まずは一つ越えてもらいたいということは、強く大口町をはじめ小牧市と近隣と、この41号のこのつながりの中で、今ま

さに強く要望しているところでございます。ちょっとその点が話長くなりましたが、そんなところも非常に思いは強いところでございますが、議員のお近くのですね、南部の地域も、あと右折帯がないとかで朝晩の渋滞等が激しいとこもありまして、今県のほうで進めていただいている南山の交差点のところもございますし、いろんな箇所で渋滞が激しいというところで、一つ一つ進めていっている国県市と連携し進めていっているところでございますが、議員の御指摘のすいすいプロジェクトですかね、大変大事だと思ってます。私も以前からこの議場でも答弁しておりますように、なかなかそのハード対策というのは時間かかります。用地買収をして拡幅をして進めていくというのは、地権者の御同意も要りますし、工事にお金もかかりますし、なかなかすぐには効果が発揮できない、長い年月がかかるということですので、やはりソフト対策、ハードのみならずソフト対策が重要だということを申し上げてきたところでございます。

そんな中で市としても、地元の企業の皆様方に呼びかけをしながら先ほど部長も答弁しましたけれども、社会実験としてですね、時差出勤等々を御協力いただけないかということで、小牧商工会議所を通じてやら地元の特に今、二重堀の交差点周辺の企業さんに直接訪問して呼びかけなども御協力をお願いしまして、実験を行ったところあります。愛知県の道路交通渋滞対策推進協議会でも議論をされておりましたし、市としてもそうした実験を取り組んできまして、2月の実証実験の結果先ほどありましたように、二重堀東交差点まで所要時間約2分短縮できたということで、これは、たった2分かというふうに思う方もみえるかもしれません、2分というのは非常に進む距離長いし、またあの体感では非常に重いものがございましてね、これ評価できることだというふうに思っております。これ、ここの部分だけですから、そういう意味でですねこれを全域でやっぱり通勤の皆様方が企業と共に社会課題として認識をいただいて、皆さんが行動変容で御協力いただけすると大分違うなと。道はあるんですね、ですけども、使うのが集中すると混むということなので、ここをいかにうまく皆さんで譲り合って分散するかという観点が重要だというふうに思っております。参画いただいた企業の皆様に感謝を申し上げたいと思っております。

時差出勤や在宅勤務など柔軟な勤務環境のPRという意味では、企業のイメージアップにもつながるという話もございますので、こうした成果を広域的な補完対策として、この企業のさらなる皆さん方の御協力を得ながら実用的な効果が得られるということが分かってまいりましたので、もう一度、小牧商工会議所はじめ地元の企業の皆様方に御協力をさらに広く呼びかけながらですね、ソフト対策の充実についても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

渋滞非常に激しいというふうに思っておりますが、いかんせん市の力だけでは、そしてハード対策だけでは何ともならんというのが実情でございますので、その実情をですね、広く企業、市民の皆さん方と共に共有しながらみんなで何とかいいふうになるようにまた努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○21番（小沢国大）

市長より御答弁をいただきました。丁寧に御答弁いただきありがとうございます。

先ほど質問が始まる前に仲間の議員とも話をしていたんですけども、これは党派に限らず市議会全体で多分解決に向けていろいろ皆さんに提案をさせていただいていると思いますけども、引き続きよろしくお願ひいたします。

私としてはこの岐阜県が実施しているみちみちすいすいプロジェクトの愛知県版を、小牧市発信で、もっと広域に広げていくことができないかなという夢を描いております。

今回のみちみちすいすいプロジェクトの検証結果では、大きな変化は見られなかつたという結果にはなっておりますけども、継続して協力してくださる企業や市民が増えていけば、渋滞の緩和にもつながるよい施策になると思いますので、近隣市町の中でも比較的期数を重ねていた、期数が高くなっていますので、市長は。ぜひともリーダーシップを発揮していただいて、やり切っていただきたいと思います。

今回は質問項目3点を質問させていただきました。いずれも小牧市がよりよい方向に向かっていくことを願い、全ての質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

次に、黒木明議員。

○4番（黒木 明）

議長のお許しをいただきましたので、質問項目1、小牧市の外国人について質問させていただきます。

小牧市は外国住民の方々を多く受け入れ続けております。

令和7年11月1日の公開データでは、外国人比率が約7.92%と着実に増え続けており、小牧市でも日本人の少子化が進む中、外国人の出生率は上がり続け、以前の質問から外国人の出生率は13%となっており、この数値は、厚生労働省の人口動態統計の基に制作した大手メディアの発表された資料、外国人出生者が多い主な自治体の統計では、愛知県内では西尾市に次ぐ2位、全国でも5番目に外国人出生率が多い自治体として公開されていました。

外国人の皆様は、本市の労働力において欠くことのできない重要な存在との見方がある一方で、際限なく増え続ける外国人に対して、文化、習慣、言語の違いなどによ

り、もともと住んでいた地域住民からは、騒音、ごみ出し、治安の悪化等の不安、不満の声も届いており、外国人の際限のない受入れに否定的な意見もあるのも事実でございます。

週末の報道番組では、外国人受入れ拡大と規律どちらを優先かを問うアンケートでは、約6万人以上の回答で、外国人受入れ拡大は僅か4%しかなく、93%が規律を求める結果でした。そのような情報もある中で、小牧市は外国人生活保護も増え続けております。過去の外国人生活保護の質問では、令和5年12月の質問で、生活保護受給者に関して、小牧市は日本国籍か、外国籍としか分けてない状態でしたが、増え続ける外国人生活保護に関して、国籍別に把握する必要があると提案させていただき、令和6年6月の質問では、国籍別に御回答いただきましたが、外国人生活保護受給者が多い国籍のうち一部がブラジル以外の中南米籍という区切りでの御回答をいただきました。

今後、現在多くない東南アジア圏や、状況によって、場合によっては、アフリカ諸国の生活保護受給者等、今までにない国籍が増える可能性も否定できません。

生活保護受給者を国籍別に把握しておくことが必要であると強く感じます。

（1）生活保護について。

ア、令和7年10月時点でのブラジル籍を除く南米諸国の国籍別の外国人生活保護世帯数を問う。

イ、市内に転入してからの南米諸国の国籍別最短受給申請期間を問う。

ウ、就労支援への取組を問う。

エ、令和6年度の出産扶助件数を問う。

外国人人口が増え続けている小牧市において、外国人学童生徒の数も増えています。外国人出生数、出生率の増加からも今後も増え続けることが予測されます。また、多国籍化により、日本語が話せない児童生徒も増えているようです。また、日本人の不登校も増えていますが、外国人児童の不登校も増えていると聞いており、状況把握が必要と考えて質問させていただきます。

（2）小中学校について。

ア、外国人児童生徒の生徒数の割合を問う。

イ、日本語教育が必要な児童生徒数を問う。

ウ、外国人不登校児童生徒数を問う。

令和7年3月の議会で、技能実習生失踪者について質問をさせていただき、現行制度上、企業から市に対して連絡を入れたり、企業と市が連携して何らかの対応することはございませんと回答をいただきましたが、愛知県は全国で一番実習生失踪者数を

出しています。今回の質問では、実習生失踪者数に対して、対策進展があったかの質問をさせていただきます。前回は、技能実習生が失踪した場合、企業との連絡連携を質問させていただきましたが、今回は警察との連携についても質問させていただきます。

(3) 技能実習生の失踪について。

ア、失踪者に対して、市として対策状況について問う。

イ、警察との連携状況を問う。

愛知県では、今後ますます増加が見込まれるムスリム(イスラム教徒)旅行者に対して、愛知県の魅力やハラル対応等の受け入れ環境情報を発信することで、愛知県への誘客を図る取組が進められていますが、このキャンペーンについて、特定の宗教信者誘致に対して税金を使いプレゼントキャンペーンを行うことについて批判的な意見も出ております。

(4) 世界中のムスリムへ愛知の魅力を伝えようキャンペーンについて。

ア、県から市に対して、キャンペーンの協力依頼状況について問う。

イ、市としてキャンペーンに関するムスリム誘致の案があるか問う。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目1、小牧市の外国人について（1）生活保護についてのア、令和7年10月時点でのブラジルを除く南米諸国の国籍別の外国人生活保護世帯数でございます。

世帯主の国籍による世帯数になりますが、令和7年10月に生活保護に準じた措置を受けた、世帯主が外国籍の世帯数は83世帯で、うち、南米諸国の世帯は57世帯となっております。この南米諸国の世帯のうち、ブラジル以外の南米諸国の世帯は32世帯となっており、内訳としては、ボリビアが17世帯、ペルーが15世帯となっております。

次に、イの市内に転入してからの南米諸国の国籍別最短受給申請期間でございます。

現在本市で生活保護に準じた措置を受けている世帯主が外国籍の世帯のうち、南米諸国の国籍別で本市に転入してから最短の受給申請期間につきましては、ボリビアは転入と同日、ブラジルが転入から2日後、ペルーが転入から20日後となっております。

なお、ボリビアとブラジルのケースにつきましては、転入前に他の自治体において生活保護に準じた措置を受けていた世帯であり、ペルーのケースにつきましては、過去に市内で就労されていた方が再転入し、職を失ったことにより保護の申請をされた方であります。

次に、ウの就労支援への取組でございます。

生活保護制度は、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものでございます。

保護の実施に当たりましては、生活に困窮する方は、その利用し得る能力等を最低限度の生活の維持のために活用することが要件になります。

就労支援の取組につきましては、担当のケースワーカーが訪問等により状況を把握した上で、その方の援助方針に基づき、個々の状況に応じたアプローチで支援を行っております。

一例としましては、ハローワークと共同で市役所で週1回開催する巡回相談に就労支援ナビゲーターを派遣していただき、マンツーマンによる就労に向けた指導を行うほか、就労に至る前の訓練が必要な方につきましては、市に配置しております就労支援相談員により、生活のリズムを整える訓練や、履歴書の書き方、面接の受け方等の基礎的な支援を行っております。

また、障害のある方につきましては障害者相談支援事業所と連携して軽作業などの訓練的な就労につなぐなど、少しでもその方が就労、增收に結びつくための支援に取り組んでいるところでございます。

次に、エの令和6年度の出産扶助件数でございます。

生活保護を受給されている方が出産する場合に支給される出産扶助につきましては、令和6年度に支給した件数は4件であり、このうち世帯主が外国籍の世帯は2件となっております。

私からは以上です。

○教育部次長（岩本 淳）

それでは、（2）小中学校について、ア、外国人児童生徒数の割合についてであります。

小中学校の外国人児童生徒数は令和7年度1学期の調査時点776人であり、全児童生徒数に対する割合は6.9%であります。

続いて、イ、日本語教育が必要な児童生徒数のお尋ねでございます。

外国籍、日本国籍を問わず、日本語教育が必要な児童生徒数は、令和7年度1学期の調査時点で全小・中学校で897人であり、そのうち外国籍の児童生徒数は721人であります。

次に、ウ、外国人不登校児童生徒数を問うであります。

令和6年度で不登校児童生徒数716人のうち、外国人不登校児童生徒数は123人であります。

私からは以上です。

○市民生活部次長（小川真治）

続きまして、（3）技能実習生の失踪について、ア、失踪者に対して市としての対策状況についてのお尋ねであります。

令和7年第1回定例会の一般質問において黒木明議員に答弁させていただきましたとおり、技能実習生が失踪した場合、受入れ企業は実習生の受入れ支援機関である監理団体に報告し、企業と監理団体の双方で、同僚の実習生などから失踪に関する聞き取りを行うなど、行方を捜索することになります。

また、監理団体は、失踪時の状況などを記載した「技能実習実施困難時届出書」を外国人技能実習機構に届出し、報告することとなっております。

さらに、失踪した技能実習生が事件に巻き込まれている可能性もあるため、警察へ捜索願を提出するという仕組みになっております。このため、現行制度上、市が技能実習生の失踪に関して情報を把握したり、対策を講じたりすることはございません。

しかしながら、技能実習生に限らず、外国人労働者の中には、相談先が分からず市の外国人相談窓口を訪ねられる場合があります。こうした相談を受けた場合は、相談内容に応じてハローワークや労働基準監督署、場合によっては市の無料法律相談など、適切な相談窓口を案内しております。

次に、イ、警察との連携状況についてのお尋ねであります。

先ほど答弁させていただきましたとおり、技能実習生が失踪した場合、失踪した技能実習生が事件に巻き込まれている可能性もあることから、企業は警察へ捜索願を提出することになりますが、その捜索願に関する情報は機密情報であるため市に情報が提供されることはありません。

なお、本市が技能実習生の失踪に関して直接的な捜索活動に関与することはございませんが、失踪した技能実習生が保護され警察から照会があった場合には、居住関連情報の提供などにつきまして、法令に基づき可能な範囲内で協力することとなります。

私からは以上となります。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

続きまして、（4）世界中のムスリムへ愛知県の魅力を伝えよう！キャンペーンについて、ア、県から市に対してのキャンペーンの協力依頼状況についてのお尋ねであります。

愛知県では、世界中から広くインバウンドを呼び込む様々な施策を実施しており、その1つとして、現在、イスラム教徒である「ムスリム」向けSNS投稿キャンペーンを実施しています。

キャンペーンの内容は、愛知県内のお勧めの観光施設・体験や、宗教上の戒律があるムスリム向けの食事などに関する情報を、InstagramまたはTikTokでのSNSで紹介するもので、投稿は、日本国内にお住まいのムスリムの方を中心に、どなたでも参加いただけます。募集期間は2025年10月1日から12月31日であります。

議員お尋ねの、市に対してのキャンペーンの協力依頼につきましては、愛知県に問合せをしましたところ、本市を含め、県から各自治体への協力依頼はしていないとのことでありました。

○地域活性化営業部長（石川　徹）

続きまして、イ、市としてキャンペーンに関するムスリム誘致の案があるかとのお尋ねでございます。

本市といたしましては、キャンペーンに関するムスリム誘致の案はありませんが、観光振興につきましては、引き続き、様々な地域資源の魅力向上とその活用によるシティプロモーションを推進するとともに、本市の魅力を発信することにより、シビックプライドの醸成と、訪れたいまちとして、関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○4番（黒木　明）

御回答ありがとうございました。まず、（1）生活保護について、アに関して、今回の御回答で小牧市の生活保護の国籍別に分けることをしっかりと把握できました。手作業での個別作業ありがとうございました。令和7年10月時点での小牧市内のボリビアの人口は507人、ペルーの人口は736人であり、人口は人数で、生活保護は世帯数単位で単位は異なりますが、御回答いただきました生活保護受給世帯と国籍別の人数で単純に計算してみると、国籍別の割合は、ボリビアで約3.3%、ペルーで約2%になります。令和6年4月に御回答いただきました日本の場合は、同じように計算してみると、約0.06%で、日本を1とした場合、ペルーで約34倍、ボリビアでは約55倍になります。

イに関して、過去の令和6年6月の最長受給年数についての質問では、ブラジル以外の中南米席で約21年の回答があり、その他でも10年から30年以上受給が続いている状態であることが確認できました。

今回の御回答で、生活保護申請は小牧市転入後、非常に短期間で申請されていることも確認できました。

ウ、令和6年6月議会で、令和5年度に生活保護を廃止した理由がブラジルを除く中南米籍で、廃止理由が収入の増加が1件もない回答でしたので、小牧市で働く能

力、意欲のある方には、引き続き自立を促す支援をお願いします。

エ、出産扶助件数について、新しい命が生まれることはよいことですが、4件中2件の50%が外国世帯であることが確認できました。増え続けている外国人生活保護に関してはいろいろな問題もあると思いますが、外国人が日本で働くにしても、日本語が話せないと、日本での就職先が限られることが想定されます。

そこで再質問させていただきます。

日本語が話せなくても生活保護申請は可能か問います。よろしくお願ひいたします。

○福祉部次長（山本格史）

生活保護は本人もしくは同居の親族などからの申請に基づいて実施することが原則であります。申請に当たりましては文字が書けない場合などにより書面での提出が困難な場合は、口頭による方法も認められております。

日本語が書けない場合は、母国語で記入された書面を翻訳したり、日本語が話せない場合でも、通訳や翻訳機器などにより意思を確認できれば申請は可能でございます。

また意識がない状態で救急搬送されたなど急迫した状況にある場合につきましては、保護の申請がなくても職権で必要な保護を行うことも可能となっております。

以上です。

○4番（黒木 明）

ありがとうございます。救急搬送などの場合、保護は必要と感じますが、母国語で記入された書面を翻訳、通訳機による意思確認など、日本語が話せない、書けない場合でも、非常に手厚い体制により申請が可能であることが確認できました。

ただ、日本語が話せない状態のままで日本で就職することは自立のハードルはとても厳しいことが予測され、母国語が話せるなら、ほかの選択肢を勧めることも可能を感じております。

さらに再質問させていただきます。

生活保護費の使用の確認方法についてと問います。よろしくお願ひいたします。

○福祉部次長（山本格史）

生活保護は、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度であります。

このため、ケースワーカーを中心に必要に応じて自立に向けた指導または指示を行いますが、あくまでも受給者の自由を尊重し、指導及び指示につきましては必要最小限にとどめなければならないとされております。こうしたことから、保護費の使途につきましても、全てつまびらかに把握することはしておりません。

以上でございます。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。実質、支給された生活保護費は、受給者の自由が尊重され、保護費の使用用途については把握できていない。そういうことが確認できました。

生活保護費は最低限度というお言葉がありましたが、さらに再質問させていただきます。パチンコ等で浪費した場合やもうけがあった場合の対応について問います。よろしくお願ひいたします。

○福祉部次長（山本格史）

生活保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものでございますから、受給者には、その能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図ることを説明するとともに、必要に応じて指導及び指示をしております。

また、収入があった場合につきましては、受給者に対し申告するよう指導しており、収入があることが確認できた場合につきましては、その額に応じて保護費を調整することになります。

以上でございます。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございます。生活保護受給者であっても、自由が尊重され、パチンコ・パチスロ等の遊技場などへの出入りが問題ないことを確認できました。もうけが出た場合でも、ほぼ自己申告であることも確認できました。生活保護は、生活困窮者の命を守るセーフティネットで、とても重要な制度です。

令和6年6月議会でもお伝えしましたが、外国人生活保護への生活保護は、戦後混乱期の緊急措置、約70年前、旧厚生労働省から出された行政特別措置として、当時日本国籍を失った人に対し、人道上の立場から当分の間、保護することを目的に通達された経緯がありますが、外国人生活保護について最高裁、外国人は生活保護法の対象外、生活保護法が保護の対象とする国民には外国人が含まれないと判断しています。場合によっては、国民年金をちゃんと支払って、受け取る年金金額より生活保護のほうが多く受け取れる場合もあるようで、外国籍の方が母国で普通に働くより、日本で受ける生活保護費のほうが多い場合もあるようです。

受給申請に対しても、受給後の不正がないよう慎重精査をお願いいたします。

（2）小中学校について、ア、イについてほぼ同数で、日本語が必要な生徒においても、レベルの差があると思われますが、今後さらに増えることが予測されます。学校再編においても、この点も課題にしていただきたいと考えます。

ウ、外国人不登校児童生徒数につきましても、716人中123人と外国人不登校児童生

徒数が約17%であることには多く驚きました。この点も、小牧市の抱える外国人問題の大きな課題として、今後対策が必要と感じます。

3、技能実習生の失踪について、ア、イ、技能実習生の失踪は、失踪から1年経過すると、実質、入管法70条、不法残留罪が適用する可能性もあります。

警察庁の国会答弁によると、短期在留者、入管難民法違反を除いた在留外国人の刑法犯の検挙率は、単純に比較することは困難と前置きの言葉を添え、昨年の外国人の検挙率は日本人の約1.72倍とありました。この数字を出す際、入管難民法違反は計算から除外されていますが、実習生失踪から不法残留入管難民法違反に含まれる可能性があり、捉え方によっては1.72倍より変化する可能性もございます。

令和7年11月の全国知事会議において、外国人が増えると犯罪が増えるは根拠なしと。数字の切り抜き、捉え方によっては外国人犯罪が増えないという数字を多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言に盛り込まれていましたが、さっきの外国人の検挙率は日本の約1.72倍のことがあつてか、会議では具体的な数値に触れることなく、全会一致で採択されました。

12月1日の年末特別警戒出発式では、小牧市は前年度同月、約25%増の犯罪件数と話がありましたが、愛知県全体では約11.6%と県全体より小牧市は犯罪が多い状態でした。

そして、愛知県警では、街頭犯罪、街の頭と書いて街頭犯罪、身近に感じる犯罪では同年同月の10月の集計では、小牧市は前年同月、約54%増と、小牧市の治安は大幅に悪化してしまっています。埼玉県川口市では、全国初の外国人政策対応センター構想として、入管や警察の窓口を一体化、地元行政と入管警察が一丸となり対応することで問題への対応スピードも上がる事が期待されているという発表をいたしました。

政府や自治体においても、新政権移行後、外国人問題、実習生失踪に入管や警察との連携を強めていく動きがあります。小牧市でも、この分野において積極的に問題に動いていただきますように御要望といたしております。

4番、世界のムスリムへ愛知へ魅力を伝えようキャンペーンについて、現時点ではこのキャンペーンに小牧市として取り組んでいないことが確認できました。小牧市の魅力を国内外に伝え、観光誘致を行っていただきたいですが、日本に友好的でない国や、渡航レベルの高い国への誘致には慎重にお願いしたいと思います。観光入国からの思想、観光入国からの難民申請からの生活保護の流れが現実に起きています。

親日国や先進国、ゆとりのある顧客層に対してのプロモーションを期待しております。

また、ムスリム、イスラム教の児童生徒が増えることにより、保護者から学校給食

にハラル給食を求められている学校もあると報道されております。日本にはムスリムイスラムで禁忌とされている豚食、豚を使った食文化が根づいております。とんかつ、トンテキ、豚汁、和風とんこつ等いろいろ地元の味を生かした豚料理がございます。先日地元の餅つき大会でも豚汁を大変美味しくいただきました。

先月行われました外国人集住都市会議そうじや2025では、ジャパンファースト、日本人ファーストの話題も取り上げられ、市長も今、岐路に立っている、外国人をこれ以上受け入れてはいけないのではないかという風潮がにわかに強まってきていましたとありましたが、これは今まで外国人政策に対して声を上げにくい状況から変化した民意でもあります。小牧市を今までつくり上げてきた先人たち、そして、ルールを守り、眞面目に働いている外国人の方々が誤解なく生活していただくためにも、受入れを際限なく拡大するのではなく、今ある課題を一度立ち止まって、外国人受入れ企業、管理団体、行政と受け入れるときだけ協力するのではなく、先ほどの道路の渋滞のように問題解決で、警察も含め、地域の企業、管理団体とも道路のことで相談に行くときでも構いませんので、一緒にこの外国人問題、失踪問題を取り上げていただきたいと思っております。

○議長（舟橋秀和）

黒木議員、発言の通告の中にはですね、外国人の犯罪についてではありませんので。

○4番（黒木 明）

すいません。外国人失踪から犯罪につながるという流れでございます。

○議長（舟橋秀和）

通告にはありません。よろしいですか。

○4番（黒木 明）

はい。よろしいでございます。では、続けさせていただきます。

今回の質問から、外国人生徒の生徒児童の不登校の多さなど、新たな問題も見えてきました。小牧市といたしましても、小牧市の外国人率、出生率も全国平均よりも多いです。小牧市としても対策していただきたいということを御要望いたしまして、全ての質問を終了いたします。

○議長（舟橋秀和）

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月10日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

（午後4時13分 散会）

令和 7 年小牧市議会第 4 回定例會議事日程（第 3 日）

令和 7 年 1 月 9 日午前 10 時 開議

第 1 一般質問

1 個人通告質問